

# 保護貿易の政治学（Ⅱ）

— アメリカの鉄鋼保護貿易主義 —

## 序章

- I 鉄鋼産業と国際貿易
  - II 輸入規制第二波前史
  - III 鉄鋼業界と保護主義の論理
  - IV 東京ラウンドと行政府（以上前号）
  - V 連邦議会——政治化の舞台
  - VI トリガー価格制度
  - VII OECD鉄鋼委員会
  - VIII 政治的解の帰結（以上本号）
- 結章——保護主義と体制変容

野  
林  
健

## V 連邦議会——政治化の舞台

鉄鋼問題は七七年秋にピークをむかえるが、その政治的構図はまず《連邦議会対行政府》として描かれる。議会は、鉄鋼ロビーによって誘導され、地元選挙区での失業問題に触発された議員が、カーター政権に対し、すみやかな政策対応を求める舞台となった。

そこでは、議員は立法機能をなう者というよりは、行政府に圧力をかけるプレッシャー・グループとしてたちまわった。連邦議会が、カーター政権に政治的決断を迫ることによって、一個別産業たる、また、地域問題としての「鉄鋼」が、いよいよナショナルな争点として国内政治過程に登場する。<sup>(1)</sup>

一方、この時期、国際レベルではOECD鉄鋼特別部会が発足し、多国間協議が始まっていた(第一回会合は七月二〇日、第二回は九月二九、三〇日)。アメリカ政府は、OECDの場を設定することによって、国内鉄鋼業界の圧力をかわしたかにみえた。だが、まさにそのときに、鉄鋼問題は急を要する国内問題として浮上した。

多角的調整という時間のかかる問題解決法よりも、大量のレイオフ、工場閉鎖といった動きの方がマスコミをにぎわせ、一般大衆の耳目を惹き付けたが、それらは「一般世論、行政府を教育する」という業界戦略にとって、欠くべからざる国内政治イヴェントであった。

本章ではまず七七年危機の背景を考える。そしてそのあと、業界の反輸入キャンペーンの実態、さらにはレイオフ、工場閉鎖といったイヴェントが、どのようにキャピトル・ヒルに連邦議会に入力されていったかをさぐる。

## 一 輸入の増大と企業収益の悪化

業界の反輸入キャンペーンを加速させた背後には、鋼材輸入の増大と企業収益の悪化があった。業界はこの両者を輸入の増大↓失業の発生という因果関係に設定し、キャンペーン効果の増幅を狙ったのである。

さて七六年の鋼材輸入量(スチール・ミル・プロダクツ・ベイス)は一、四二八万ネット・トン(以下トンと略す)である。これは対前年度比一八・九%増である。一方、鋼材見掛消費量一億一〇八万トンは対前年度比一三%増で、ほぼ前回のピーク六九一七一年の水準に復帰したが、輸入も内需に見合って増加、見掛消費に占める割合は前年より〇・六%増の一四・一%と、若干上昇した。

相手国別にみると、日本からの輸入量が史上最高を記録したことがまず目をひく。対前年度比で三六・六%増(七九八万トン)、構成比においても五五・九%と、初めて五〇%の大台を突破した。これに対しEC諸国からの輸入は前年度比三二・七%減の三一九万トンに急減、構成比でも二二・三%と史上最低を記録した。ちなみに、日本が構成比でECをうまわったのは六九年、七〇年、前年の七五年に続き、四回目である。

つぎに『問題』の七七年である。まず輸入総量でみると史上最高の一、九三一万トンを記録、対前年比三二・二%増を記録している。鋼材見掛消費量は対前年比七・三%増の一億八四五万トン、見掛消費に占める輸入量は前年の一四・一%から一七・八%に増加し、七一年の一七・九%につぐ史上第二番目の記録となった。

相手国別にみると、なによりも目をひくのは、EC諸国の輸出攻勢である。対米輸出総量六八三万トンは対前年比一四%増である。また総輸入量に占める構成比も三五・四%となり、前年よりも一三・一%の増加となった。スチール・ミル・プロダクツ・トン当たり平均単価をみても、EC諸国のアメリカむけ鋼材は対前年比八・二%減の二五八ドルであったのに対し、日本の単価は対前年比一二・八%増の三一二ドルであった。日本の対米輸出は前年と比較して総量で一六万トン、率にしてマイナス二%と若干落ち込み、このため総輸入量に占める日本の比率も、過去最高

だった前年の五五・九％から四〇・五％へと減少した。だが、時すでに遅く、この抑制はなんら効果を持たなかった。つぎに企業収益についてである。

いうまでもなく企業収益の悪化は大きな圧力として経営者に作用する<sup>(3)</sup>。アメリカ鉄鋼業の収益は合理化、近代化の遅れに労働コストや公害規制コストの上昇が加わり六〇年代に悪化し始めたが、これに石油危機が加わり、七〇年代半ばに一層加速された。たとえば売上高税引後利益率は七四年の六・五％から四・七％(七五年)、三・七％(七六年)、そして問題の七七年には〇・一％にまで落ちこんでいる。金額でいえば七四年の税引後利益が二四億八、〇〇〇万ドルであったのに対し、七七年はわずかに二、二〇〇万ドルにすぎない。

この間の推移をアメリカ最大の製鉄会社USスチールの場合でみると、七四年の税引後利益は六億三、〇〇〇万ドルであったのが、七五年には五億六、〇〇〇万ドル、七六年には四億一、〇〇〇万ドル、そして七七年には一億四、〇〇〇万ドルにまで落ち込んでいる。税引後利益率でいえば六・七％(七四、七五年)から四・七％(七六年)、そして一・四％(七七年)への減少である。

さらに留意すべきは、アメリカの製鉄会社の多くは経営の多角化に熱心な点である。さきのUSスチールの場合、七七年度の製鉄部門の売上高七七億ドルは、総売上の約六七％を占める一方で、製鉄部門は四、五〇〇万ドルの赤字を出している。

もうひとつ、収益に関するデータをみておこう。大手一四社の七七年上半期と前年同期の比較である。詳しくは表6にゆずるとして、七七年上半期は対前年同期比五三％の大幅減少である。一番減少率が大きかったのは七七年九月に工場閉鎖をおこなうヤングスタウン・シート・アンド・チューブ社の親会社ライクス・コーポレーションで、七七年上半期一七億ドルの利益から一転して五八億ドルの赤字に転落している。

表6 大手14社の収益状況と減少率(77年上半期対前年同期)

	(77年上半期)	(76年上半期)	(減少率)
US	103,700	217,300	52%
インランド	52,365	59,221	12
クレイン	48,160	30,480	(+58)
アームコ	36,168	64,937	44
コルト	30,406	36,473	17
ナショナル	30,055	41,220	27
リバブリック	16,029	37,499	57
アレゲニー・ラドラム	10,889	2,261	(+309)
ベスレヘム	9,600	82,800	88
インターレイク	9,402	18,237	48
カイザー	7,149	21,594	67
マクロース	5,343	7,269	26
サイクロプス	2,453	4,052	39
ライクス	-58,150	17,270	—

注) Pittsburgh Steel と J&L は除く。

出所) *Journal of Commerce*, Aug. 25. 1977.

つぎに大きな減少率を示しているのはベスレヘム・スチール(八八%減)で、カイザー・スチール(六七%減)、USスチール(五二%)と続く。一四社のうち七六年より七七年の方が利益をうまわっているのは二社にすぎない。七七年上半期の売上が対前年比七%増の一七六億ドルの一方で、利益が五三%減の三億ドルであったということは、一ドルの販売に占める利益が三・九セントから一・七セントに減少したことを意味している。

以上みたように、七七年は業界にとってきわめて厳しい時であった。七七年の上半期が終わる時点ですでに大幅な業績不振はあきらかであり、反輸入キャンペーンに一層拍車をかけることになる。

だが留意すべきは、キャンペーンは「シンボル操作」であって「反輸入」が業界のホンネのすべてではなかったことである。業界が解決すべき根本問題と考へ、政府に支援を求める問題は、第一に設備近代化のための低金利融資、第二に投資に対する減免税制度、第三に公害規制の緩和であり、輸入問題はいわば四番目であった。<sup>(4)</sup>

ではその四番目の問題がなぜキャンペーンの前面に持ち出されたのかということ、さきの三要求について政府の腰をあげさせるためには、失業問題とからませた反輸入キャンペーンが、もっとも政治的効果があると業界が判断したかにほかならない。

業界はすでにセクター別交渉を政治的人質に鉄鋼多国間協議を政府に求めてきたが、いよいよ、失業問題をシンボル化して、地域問題をナショナルな争点に連動させようとした。USWAと連合しつづ、地域住民にまでキャンペーンの輪を広げる一方で、連邦議会議員にもロビー活動を強化していった。USWAが、「一〇〇万トンの輸入鋼材は六、〇〇〇人の職を奪うことに等しい」とアピールするとき、鉄鋼地域を選挙区とする議員もまた、業界・労組連合に参加、支援の道を選ぶことになる。

政治化を促進した要因として、さらに三つの点を指摘することができる。第一は、前年の七六年は前年にくらべ鋼材輸入量で二三〇万トン増、前年比でいえば一八・九％増であったことから、鋼材輸入はさらに一層増加するであろうとの説明に、説得力を与えたことである。

第二は、七七年は、一九三〇年代以来最悪のリセッションの時であり、工場閉鎖やレイオフというイヴェントは、いままでになく業界に対する世論の同情を得やすくなった点である。

第三は、七七年一月に発足したカーター政権がインフレなき持続的成長とともに、失業の削減を政治課題にかかげていたことに関連する。業界の求める輸入規制はインフレ抑制とは相反するオプションである。と同時に、大量の失業発生は失業の削減という政策目標になじまない。しかしインフレと失業とでは、社会的インパクトにおいて後者の方がはるかに視覚的であり、また心情的にアピールするものであった。失業こそ現実政治においてもっとも利用価値のある圧力源であり、キャンペーンのシンボルであった。

かくして、輸入が失業を引きおこすという単純な論理に、『国際鉄鋼貿易の経済学』（七七年五月発表）のいう略奪的価格・ダンピング仮説を肉付けしてカーター政権を最終ターゲットにしたキャンペーンが展開されてゆくのである。

## 二 反輸入キャンペーンの展開

つぎに具体的なキャンペーン活動に目をむけよう。ジャーナル・オブ・コマース紙は七月二十一日の紙面で、鉄鋼会社首脳がAISIと提携して外国メーカー、特に日本による不公正な競争からの救済を求め、「一般世論および議会からの支持を強化するための全国行脚を開始した」と報じている。<sup>(5)</sup>

同紙とのインタビュ어의なかでベスレーム・スチール副社長フレデリック・ウエストはつぎのように語っている。国内鉄鋼業で輸入の被害を受けていない会社は「社もないが、単純に輸出自体が悪いというつもりはない。対米輸出企業が輸出補助金、税還付、カルテルの形成、信用供与等の割当てなどで自国政府の特別な支援を受けており、その結果、米国での競争を不公正なものにしているのが問題なのである。外国メーカー、わけても日本が自国市場での販売価格以下でアメリカで売っていることはあきらかである。われわれはフェアな競争にもとづく自由貿易を信奉している。だがアメリカ鉄鋼業と労働者を犠牲にして、外国のメーカーは自社の操業率を維持し失業を抑えるといった行動をとっている。それはもはや自由貿易や公正貿易とは無縁のものである。

ウエスト副社長が日本についてつぎのようなコメントを加えていることも興味深い。——インタビュ어의約一カ月前に日米財界人会議がおこなわれたが、日本側代表の岩佐凱夫氏は極東アジア地区の市場には日本、韓国、台湾の鋼材があふれていると述べる一方で、アメリカ業界の輸入規制要求は保護主義であると批判している。この発言からもわかるように、外国は彼等の市場にわれわれを決して参入させようとはしないのだ。——岩佐発言の真意、あるいは

真偽はここでは問題ではない。このようなとりあげ方なり解釈が重要である。

ウエスト発言には、あきらかに日本が大きく影をおとしていた。日本が「スケープゴート」にされたことを端的に示しているが、その背景には日本の対米輸出量が七五年には総輸入量の四八・六%、さらに七六年には五六%に急増したこと、その反面、ECは三四・三%から二二・三%へ減少した事実がある。この「日本の数字」自体がめだつたことに加えて、当時の日米間の貿易収支が日本の大幅出超にあり、これに発した一般的な反日感情が存在したこと、アメリカ業界内に日本のデータの方が入手・分析しやすく、与し易しとの考えがあったこと、日米業界間の結びつきは米欧間ほど強くなかつたことも指摘されよう。<sup>(6)</sup>

さて、キャンペーンは鉄鋼業従業員とその家族、地域住民、新聞雑誌への広告、記者会見などを通じ、幅広く展開されてゆくが、以下、いくつかの例をみよう。

まずベスレヘム・スチール社がニューズ・ウィーク（七月十八日号）、フォーチュン（八月号）、ニューヨーク・タイムズ（九月十四日）に出した広告をみよう。ちなみに、同社は七七年上半期の収益が対前年比八三%減、また第一・四半期では一九三三年の創設以来初めて赤字をだした会社である。

広告のタイトルは「ベスレヘム・スチールはフェアな闘いをこそ求めている」(Bethlehem Steel is looking for a fight. A fair fight.)である。広告文は日欧とアメリカ鉄鋼メーカーとのあいだの競争をボクシングの試合にたとえ、つぎのように述べている。もしわれわれは同じルールでリングに上がっているなら相手を打ち負かすことができるはずだ。しかし実際はそうではない。大部分の外国メーカーは自国政府によって保有あるいは助成を受け保護されている。それはもはや自由貿易ではないし、フェアなことでもない。またさらに、アメリカに輸入されている鋼材の多くはダンピングされている。つまり自国市場での販売価格よりも低くアメリカで売られ、総生産コストを割って



販売されている。いうまでもなくダンピングは不法行為であるが、それを証明することは難しい。

では外国メーカーがなぜこのような行動にでるかという点、自国の市場が低迷している時、なおも生産を高水準に維持し、雇用を確保するためである。そのことが、多くのアメリカ人鉄鋼労働者の失業や就業時間の短縮をもたらすのである。我が社もアメリカ鉄鋼業界も決して保護主義者ではない。望むところは、フェアで平等な条件下での競争なのだ。したがってわれわれが政府に求めるものは、輸入鋼材が少なくとも生産の総費用をカバーした価格でアメリカ市場で売られるようにすること、あふれんばかりの輸入鋼材に対して一時的な救済策を講ずること、国際鉄鋼貿易についての政府間協議を推進すること、の三点である。

この広告のいわんとするところは、タイトルとともに“Free Trade, Yes. But fair!” “Washington must help!” という小見出しに、みることができ<sup>(7)</sup>る。

つぎはコミュニティ・レベルの例である。七月中旬、ナショナル・スチール傘下のグラニットシティ・スチール社（イリノイ州）の従業員とその家族は、同社とUSWA連名の手紙を受けとった。そこには、外国からの不公正な競争に抗議してカーター大統領あてに葉書を出すことが求められていた<sup>(8)</sup>。また地元のプレス・レコード紙にはナショナル・スチール社長とUSWA第三四地区委員長連名のキャンペーン広告がだされた。ナショナル・スチール社はデトロイト、セント・ルイス地区を担当するようAISIに割り当てを受けていたのである<sup>(9)</sup>。

記者会見も各地で精力的におこなわれた。そのなかにはAISIとUSWAとの共同記者会見もあった。その一例が七月一日ピッツバーグでおこなわれたジョーンズ・エンド・ラフリン社社長のトマス・グラハムとUSWA委員長ロイド・マクブライドの記者会見である<sup>(10)</sup>。

その内容には特に目新しいものはないが、マクブライド委員長が世論と政策担当者を「教育するため」の業界キャ

ンペーンに労働組合も参加しているのだと明言したことは指摘しておこう。マクブライド委員長はその理由づけとして、一〇〇万トンの鋼材輸入はアメリカ人の六、〇〇〇人分の職を外国に輸出していることに等しいこと、最近おきたベスレーム・スチール社のラカワナ工場（ニューヨーク州）の減産措置や、フェニックス・スチール社のフェニックスビル工場（ペンシルバニア州）の閉鎖などすでに二、〇〇〇人以上がレイオフされていることを特に強調している。

いうまでもなく、雇用問題は賃金とならんで労組の最重要関心である。したがって経営者側が下すレイオフや工場閉鎖については業界、労組間に厳しい対立がおきるのがむしろ自然である。しかし「反輸入」というシンボルによって、労組の「敵」は経営陣から外国メーカー・外国政府に置換されたのである。実際、レイオフにしろ工場閉鎖にしろ、それが政治的アピールを持つには、労使の対決が前面に出てはならなかった。国外に諸悪の根源を求める「反輸入」キャンペーンによって、ひとまず業界・労組連合が成立したのである。

たしかに、七月から八月にかけ、輸入増↓失業の増大、というセオリーを強化するようなできごとが続いた。USWによれば、八月始めまでに四二、〇〇〇名の鉄鋼労働者が、輸入増加に起因する失職もしくはその恐れありと認定され、連邦政府による調整援助を受けていた。<sup>(11)</sup>

また八月中旬には、ベスレーム・スチール社がラカワナ工場の生産規模を四八〇万トンから二八〇万トンへと約四二%カットし、一一、五〇〇名の従業員のうち三、五〇〇名減らすと発表した。これは八月始めに水害の被害を受けたジョーンズタウン工場（ペンシルバニア州）が生産規模を一八〇万トンから一二〇万トンに削減することに続くイヴェントであった。この二つの措置によりベスレーム社の年間生産能力は一〇%減となり、また九万人のうち七、三

〇〇名が職を離れることになった。

ベスレーム社のフォイ会長は、ラカワナ工場に対する措置をもたらした要因として「輸入鋼材の影響、政府による鉄鋼価格への介入、労務費等の上昇、増加の一途をたどる環境規制等の政府規制」をあげている。またマクブライド U S W 委員長は、労働組合としては非効率な工場まで稼働させよというつもりはないと、間接的ながら経営サイドに理解を示し、政府が輸入対策を早急に講じなければ工場閉鎖は今後もおきるだろうと述べた。ここにもまた業界労組連合の姿をみる<sup>(12)</sup>ことができる。

では、このようなキャンペーンの成功度はどの程度であったのか。結論からいうと、彼等が目指した「一般世論と政府への教育効果」は、必ずしも十分ではなかった。効果があつたのはレイオフなどが実際に発生した地域と、その地域を選挙基盤とする、あるいは労組を支持母体とする特定の連邦議会議員であつた。

### 三 キャンペーンの初期効果

この点でまず指摘されるのは、生産コストの日米比較論がこの時期にあり、一般的には、日本の方が効率的であるとの論調の方が強かつたことである。その発端は七七年五月に発表された A I S I 白書に対する日本側の反論書と、メリル・リンチ社の日米比較レポートであつた。

日本鉄鋼輸出組合による反論書は A I S I 白書の対日批判、つまり日本は政府の援助のもとに、独特の金融制度に助けられて巨額の投資をおこない、その結果、高い操業率を維持する必要が生じ、それを輸出により、それもしばしばコスト割れ価格の輸出で維持してきた、という批判に真っ向から反論したものである。<sup>(13)</sup>

両者の対立は日米業界間のものであるが、他方、メリル・リンチ・レポートは同社副社長チャールズ・ブラッドフ

オードによって同年六月に発表された、いわば第三者による分析である。しかもそれがウォール街最大手の証券会社から出された点で、アメリカ側マスコミの注目を増大させた。

日米の生産コスト、労働コスト、原料コスト、エネルギー・コスト、テクノロジ・レベルなどを比較した同レポートの結論は、日本の鉄鋼メーカーはアメリカのメーカーよりもはるかに効率的であり、しかも対米優位は拡大の一途にある、ということである。石油危機の際の石油価格の値上りと、二回にわたるドルの切り下げによって、一時、日米間の生産費ギャップはせばまったが、いまや一九七二年時点での日本のコスト優位約三〇%に再びもどりつつあると結論づけたのである。<sup>(14)</sup>

日本側反論書は、輸出価格に関連してこのメリル・リンチ・レポートを引用し、日本のコスト優位を強く印象づけようとしたが、この論争は日本側の記者会見を含めて、アメリカン・メタル・マーケット紙、ジャーナル・オブ・コマース紙、ニューヨーク・タイムズ紙、ワシントン・ポスト紙などに報道された。特にニューヨーク・タイムズは「ウォール街と日本、アメリカ業界の輸入批判に挑戦<sup>(15)</sup>」と題し、メリル・リンチ・レポート執筆者のブラッドフォードとインタビュイーを含めて、日本の主張に好意的な記事を掲載している（他紙は日米論争の事実関係を中心に報道）。

また、鉄鋼価格の値上げをめぐる業界と政府の対立がこの時期に発生したが、行政の態度には業界に対する宥和の気配がみられなかったことも指摘されてよからう。鉄鋼業界はすでに七七年三月、ブリキ四・八%、鋼管類七・五%の、六月には薄板類、厚板、棒鋼七%の値上げをおこなっていたが、USスチールは七月二一日、大型形鋼六%、ブリキ七%の値上げを九月四日付することを発表、その他のメーカーもほぼこれに追隨する動きをみせたのである。この値上げ発表はただちにカーター政権からの批判を受けた。大統領経済諮問委員会のチャールズ・シュルツ委員長は、今回のこの値上げはインフレ抑制というわれわれの努力に逆行するものであり、また、これによってアメリカ

の鉄鋼メーカーは外国との競争力を弱め、アメリカ人の職の確保を一層困難にするであろうと強く批判した。<sup>(16)</sup>

カーター大統領自身もこの値上げに批判的であった。大統領は、賃金物価安定委員会に対し、国内鉄鋼業のコスト構造や政府の政策が鉄鋼業に及ぼしている影響などを調査し、それを九月末までに完成するよう指示した。<sup>(17)</sup> (ちなみに、十月七日に提出された報告書は、日本の生産コストはアメリカより一五%と二〇%低いこと、日本製鋼材の平均販売価格はフレート、関税を考慮しても米国のものよりも五%安値で売ることができる。他方、欧州製はアメリカよりも高くなるなどと指摘している。)<sup>(18)</sup>

さらに指摘すべきことは、この時期、一般的な世論が決して業界・労組の言い分を無条件で支持していなかったという点である。たとえば八月三日付のウォール・ストリート・ジャーナル紙は第一面に「老朽化した設備——アメリカのメーカーは近代化に失敗、日本に遅れをとる」<sup>(19)</sup>と題するデービット・イグナチアス記者のレポートを掲載している。

記事は冒頭で、七九年に完成予定のインランド・スチール社(業界第六位)のインディアナ・ハーバー工場の新設高炉はアメリカ鉄鋼業の「競争力ジレンマ」の一例を示すものであると指摘する。同社の大型高炉は第二次大戦後初の建設であるに加えて、建設に際しては「宿敵」であるはずの日本から技術導入をしなければならなかった。技術援助協定を結んだその相手日本鋼管は、すでに同じような高炉を一三基所有、しかも一番古いものでも一九六二年建設のものであると紹介している。イグナチアス記者は、USスチール社が大型反ダンピング訴訟を準備中であることなども紹介しつつ、最近の業界キャンペーンには、日本の鉄鋼業がおそらく世界でもっとも効率的であることを無視していると論じている。

記事はさらに、本年度上半期の鋼材輸入量は対前年比二六%増の八〇〇万トンに達したが、この分では本年度の国

内消費成長分のほとんどは輸入に喰われてしまうだろうとの業界筋の声を紹介、それと対比させる形で、過去三〇年の自分の経験のなかでいまほど市場が競争的なことはなかったが、これは輸入がもたらしたものだというバイヤー筋の発言でしめくくっている。

この記事の一カ月ほどあと、「鉄鋼に試練の時」という社説がニューヨーク・タイムズに掲載されている<sup>(20)</sup>(九月五日付)。社説は、アメリカの鉄鋼業が多くの困難に直面しているのは事実であると述べる一方で、業界の主張——日欧に対する輸入割り当ての実施と環境保護基準の緩和——には反対すると明確に述べる。米国企業のかかえる問題の多くは五〇年代、六〇年代における誤った経営上の決定に起因する。非効率なアメリカ企業を効率的な日本企業から保護することは鉄鋼価格の引き上げを招き、インフレを加速させるであろう。そして社説は、業界が対日欧批判にしばし用いる「アンフェア」という言葉を意識してか、「消費者と環境を犠牲にして鉄鋼業界を救済することはアンフェアであるし、また長い目でみて、業界の競争力を高めるとも思えない」とも論じている。

もとより以上の二紙で世論全体を代表させることはできない。しかし留意すべきは、この時期、鉄鋼業と密接な関係にある地域のローカル・ペーパーとして、すべてが業界支持ではなかった点である。地域の雇用問題に強い関心を持つことは当然として、ビッグ・ビジネス、寡占産業の代表格である鉄鋼業にはかなりさめた目を持っていたといえる。日本、欧州メーカーへの批判以外にもアメリカ側経営者、賃上げ等の労使慣行、アメリカ政府の無策ぶりへの批判や注文が多かった。

たとえばヤングスタウン、ベスレーム、シカゴの各ローカル・ペーパーなどにそのことがうかがえる。なかには、業界が反輸入キャンペーンに注ぐ資金は設備投資に振りむける方がはるかに有意義であると辛辣な批判をする新聞も

あつた。<sup>(21)</sup>

これらローカル紙の一例としてオハイオ州クリーヴランドのブレイン・ディーラー紙にふれておきたい。同紙は発行人部数約四〇万を持つプレスティージのあるローカル紙であり、クリーヴランドは自動車、鉄鋼、ゴム等の産業を中心とした一大工業地帯である。

八月一六日の社説は、まず日米業界の主張を紹介したあと、地元選出の有力下院議員チャールズ・ヴァニック(民主党、第二二区選出)とのインタビュウを紹介している。ヴァニック議員はそこで、「私はかつてウィルバー・ミルズ下院歳入委員会委員長とともに日本と話し合いをし、鉄鋼の対米自主規制をアレンジした。だがそれが実現したかと思うと業界は鋼材価格を一六%も値上げしてしまった。今回の問題については、過度な輸入圧力を監視し、はやめに警戒を発するようなシステムが必要だろうし、場合によっては関税引き上げという手段もないわけではない。だが、業界が前回と同じように値上げするのならこれらの措置は撤回されるべきである」と発言している。<sup>(22)</sup>

社説は最後につぎのように述べて終っている。「アメリカの基幹産業の存立のためには一般のアメリカ人がある程度の犠牲をこうむることもやむをえないだろう。しかし不効率な産業を維持するために、消費者がやたらに高い買物をさせられるべきではない。具体的な対応策を決めるのは容易なことではないが、それは保護主義よりも自由貿易に近いものでなければならぬ。<sup>(23)</sup>」

ヴァニック議員は一九五四年に初当選以来の有力議員である。またこのあと詳述するように、鉄鋼問題公聴会を主催する下院歳入委員会貿易小委員会の委員長でもある。更に、鉄鋼業州オハイオの古参議員でもあることから、業界がもっとも精力的にロビーイングをした対象の一人でもあった。これらの要素を重ね合わせると、この時期、鉄鋼関連地域でも業界・労組の主張が無条件で支持されていたのではないことがわかる。

表7 州別粗鋼生産

(千 N. T.)

	1977年	1975年	1973年
ペンシルヴァニア	25,737 (20.5)%	25,761 (22.1)%	33,925 (22.5)%
インディアナ	21,472 (17.1)	19,807 (17.0)	23,622 (15.7)
オハイオ	21,466 (17.1)	19,620 (16.8)	26,510 (17.6)
イリノイ	10,872 ( 8.7)	9,552 ( 8.2)	13,428 ( 8.9)
ミシガン	10,051 ( 8.0)	9,093 ( 7.8)	10,945 ( 7.3)
ニューヨーク	3,958 ( 3.2)	3,401 ( 2.9)	6,401 ( 4.2)
カルフォルニア	3,224 ( 2.6)	3,351 ( 2.9)	4,479 ( 3.0)
ケンタッキー	2,289 ( 1.8)	2,081 ( 1.8)	2,688 ( 1.8)
その他	26,264 (21.0)	23,976 (20.5)	28,801 (19.0)
(合計)	125,333	116,642	150,799

AISI, *Annual Statistical Report*, 1977, p. 55 より作製

#### 四 争点の拡大——地域リーダーと鉄鋼関連議員

このようななかで業界・労組の立場に与したのは鉄鋼業関連地域のリーダーであり連邦議員であった。より正確に言えば、鉄鋼業が地元選挙区の重要な産業であったり、鉄鋼労組が支持母体の議員である。また、地域の経済的、社会的基盤が鉄鋼産業に大きく依存している地域の政治家達である。

以下、これらを見てゆくが、その背景説明として州別の鉄鋼生産量を見ておこう。詳しくは表7にゆずるとして、ペンシルヴァニア州が全体の二〇%、インディアナ州とオハイオ州が一七%、そしてイリノイ州の九%、ミシガン州の八%と続く。以上五州で全米生産量の約七二%を占めている。

地域リーダーによる組織化の代表例は、九月八日ワシントンで結成された鉄鋼都市連合 (Steel Communities Coalition) である。<sup>(24)</sup> イニシヤチブをとったのはペンシルヴァニア州アルゲニー郡コミッショナーのジュームズ・フレアティとトマス・フォスター、オハイオ州ヤングスタウン市長ジャック・ハンターらである。彼らはペンシルヴァニア、ニューヨーク、ウエスト・ヴァージニア、インディアナ、イリノイ、



ミシガン諸州の鉄鋼関連自治体に組織の設立を呼びかけた。

これら自治体は全国生産量の六〇%を占めていたが、そのアイディアはヤングスタウンがすでにおこなってきた方式、つまり、地域の重要産業に対する連邦政府の援助を引き出すために地方自治体とその仲立ちをする方式から生れた。その起源はヤングスタウンのあるマホニング・バレーの鉄鋼業を救済するために設立された地域開発協会 (WPA-EDA) であった。

九月八日、「全米市長会議」のワシントン事務所が集まった二〇余の市、郡の代表者は、(一)輸入に対する救済措置、(二)公害規制などの企業活動規制の緩和、(三)鉄鋼価格の見直し、(四)政府補助や税制上の優遇措置、などを政府に求める決議を採択している。

この決議内容を見ると、この連合は企業サイドに立っているかのようなのである。しかし必ずしもそうではなかった。ワシントンでの結成会議には、USWAは招かれていたが、業界関係者はいなかった。同連合の臨時委員長ウィリアム・サリヴァンは、地方自治体と企業の利害が常に一致すると仮定するのは間違いだ、レイオフは企業論理から正当化されても地域経済には大きな打撃である。また、連合の短期目標は企業の財務破綻、工場閉鎖、操業短縮などの防止であるが、長期的には日本やECの鉄鋼業のように効率的で競争力のある産業の再建に力を貸すことだとも述べている。<sup>(25)</sup>

続いて十月始め、同連合実行委員長に就任したフレアティ (アレゲニー郡コミッションナー) は、当面の最大目標を旧式設備の工場の再建合理化におくとともに、以下の二点を連邦政府に働きかけることを明らかにしている。(一)現在地に工場を再建したい鉄鋼会社に対し、商業銀行からの融資を補助したり直接融資する連邦ベースの「スチール・バンク」の設立、(二)大統領は鉄鋼自主規制について多国間交渉の場で努力すること。<sup>(26)</sup>

この地域連合が強力な圧力団体として行政府にインパクトを与えたとはいえない。だが、シンボルとしての意味は行政府にも理解されたことは、間違いない。

つぎに連邦議員である。鉄鋼ロビーの議会工作の成果は九月下旬にひとつの節目をむかえた。九月二〇日、下院貿易小委員会で鉄鋼公聴会が開催される。さらに二日後にはスチール・コーカス（鉄鋼議員連盟）が下院に、二八日には上院に誕生する。

いうまでもなく、このような結果は一朝一夕に生まれたのではない。それは鉄鋼諸州の議員に対する精力的なロビーイングの結果であった。実際、鉄鋼業界あるいは労組を意識せざるを得ない立場の議員は、反輸入キャンペーンを増幅させる役割を積極的に果たす。

その典型が、七月二〇日に水害のため一時操業停止されたジョーンズタウン工場の例である。ベスレヘム・スチール社は、同工場が水害から立ち直るためには、すべての環境保全投資（九、五〇〇万ドルと試算された）を二年間猶予されなければ再開はおぼつかず、また現在の従業員一一、四〇〇名を七、五〇〇名にカットせざるをえないとカーター政権に申し出た。この申し出を支援したのがシュワイカー、ハインツの両上院議員、マーサ下院議員であった。<sup>(27)</sup>

シュワイカーはこの時期、鉄鋼のバイアメリカン・プログラムに熱心な人物であったし、ハインツは鉄都ピッツバーグを地盤としていた。またマーサはジョーンズタウンを地盤とする第一二選挙区選出の下院議員であった。彼ら三名はベスレヘム・スチール社のフォイ会長がホワイトハウスのシュナイダーズ補佐官にさきの申し出をする際、それを強力に支持する立場をとったのみならず、今回の操業停止原因は水害よりも輸入急増にあると記者団に語っている。特にハインツ議員が日本によるダンピングとカーター政権の無策ぶりを強く批判したことが目をひく。

ジョゼフ・ゲイドス下院議員（民主党）も反輸入キャンペーンを増幅させたひとりである。<sup>(28)</sup> かれは一九六八年以来

ペンシルヴァニア州の第二〇選挙区から当選しているが、この地区はUSWAの政治勢力が支配的なところであり、彼自身USWAを支持母体としていた。

ゲイドスの役割は、たとえばさきにとりあげたピッツバーグでのAISI・USWAの共同記者会見(七月一日)に同席していることに象徴されている。かれは、鉄鋼貿易へのアメリカ政府の介入を強く求めるとともに、鉄鋼労働者が連邦政府からうける調整援助の認定や、公害規制の緩和についても熱心であった。

## 五 鉄鋼問題公聴会の開催

さて、議会を舞台とした政治化のドラマは、九月二〇日に、大きな見せ場を迎える。下院歳入委員会貿易小委員会による公聴会である。

- 開催にさきだち、ヴァニッタ委員長は八月二五日、「世界の鉄鋼貿易——現状と構造的諸問題」に関する公聴会<sup>(29)</sup>の開催を正式に発表、行政府、業界、労働界、学界などから証言者を招き、以下のテーマを取り上げる旨明らかにした。
- (一) 鉄鋼生産の景気循環的性格と鉄鋼貿易の流れに関わる諸問題——(a)世界的なりセクションに対する外国企業、政府の対応、(b)鉄鋼貿易収支がアメリカの貿易収支全体に及ぼす影響、(c)米国および世界の鉄鋼需給の将来傾向が持つ貿易政策上の意味、(d)発展途上国、コモコン諸国が生産、輸出、消費主体として有する将来的役割
  - (二) 国際鉄鋼貿易の競争条件——(a)生産、生産能力水準、労務費等についてアメリカおよび外国メーカーが有する競争力について、(b)価格決定方式の比較、(c)価格競争力を規定する制度的要因(資本調達や投資に対する政府の役割や各国の税制など)、(d)各国の雇用慣行が価格競争力に及ぼす影響
  - (三) 鉄鋼貿易に対する政府の行動——(a)反ダンピング法、相殺関税等の不公正貿易に対するアメリカの法的枠組の

有効性、(b)輸入救済、セーフガードの有効性、(c)二国間関係の現状、(d)ECのシモネ、ダビニョン・プランの意、(e)鉄鋼貿易に関する国際組織の活動状況と長期的な問題解決策としての国際協定の見直し、(f)七四年通商法一〇四条に定められた鉄鋼セクター別交渉の現状

このように、公聴会はきわめて盛り沢山の問題を取り上げようとしていた。しかし開催は一日限りであった。八月二五日の正式発表のステートメントには、口頭による発言は招かれた証人に限るが、証言を記録に残したいと思うものは文書を提出すべき旨、記されている。

以上の但し書きが示すように、公聴会の意義は、まずなによりも、主要な利害関係者が一同に会し、それぞれの立場を陳述するところにある。鉄鋼公聴会もむろん例外ではなかった。<sup>(30)</sup>

公聴会の主役はなんといっても行政府であった。なかでもストラウスSTR代表の発言が注目されたが、それにはいくつかの理由があった。ひとつは、業界、労組の主張は、キャンペーンをとおしてすでに明らかであったこと、第二に業界、労組はもとより鉄鋼関連議員の望むところは行政府の政策決断であったが、それにもかかわらず行政府の態度がまだ不鮮明であったこと、である。

ストラウス代表が対日カラーテレビ問題でとったようなOMA方式には消極的であること、また、行政府が数量アプローチ一般に否定的なことは知られていた。<sup>(31)</sup>しかし鉄鋼問題がいよいよ国内重要争点として浮上してきたこの時期において、なお従来の態度を続けるか否かが、注目された。

もうひとり主役がいるとすればヴァニック委員長である。すでに述べたように、かれは鉄鋼ロビーが重要ターゲットとした人物のひとりであるが、その人物が、他の鉄鋼関連議員と同一歩調をとり、業界・労組寄りの立場をとるか、行政府に対しどのような注文をつけるのか、大いに注目された。

またかれは、公聴会の直前に日本を訪問し、日本側関係者と会談して<sup>(32)</sup>いた。ヴァニック委員長みずからの日本についての最新情報が、重要でないはずがなかった。

公聴会は午前九時半から夕方五時まで、四五分の昼休みをはさんで続けられたが、会場は約百名の出席者で満杯の状態であった。以下、二人の主役、ストラウス代表とヴァニック委員長を中心に見てゆこう。<sup>(33)</sup>

冒頭、ヴァニック委員長は対米輸出国のなかに自主規制なり OMA について交渉する用意がある国（日本）があることをあきらかにする。一方、ストラウス代表はといえば、世界鉄鋼業は現在、世界的な需要の後退、過剰生産能力、貿易面における過度の価格競争という構造的問題をかかえているとの現状認識を、まず明らかにする。

ストラウスは続けて、日本は国内需要を大幅にうまわる生産能力を持ち、今後とも輸出の重要性は高まるであろうが、このことが非効率的な鉄鋼業をかかえる国に問題をおこすこと、また欧州などでは政府の介入が大きいことを指摘する。そして、目下のところ、アメリカ政府はこれらの問題に対処すべき具体的な解決策を持つに至っていないが、数量制限的なアプローチは問題の解決策ではないこと、政府としては既存の通商法の枠内での救済を求めよう業界をうながしていること、また東京ラウンドや OECD の場で多角的調整の努力をおこなうつもりであると述べた。また現在の輸入問題は業界のかかえる問題のひとつにすぎないにもかかわらず、業界はそのことを充分認識していないように思われるとも発言している。

ストラウス証言のなかでもっとも注目されたのは、数量的解決法を強く否定した点である。またヴァニック委員長が、自分自身の日本訪問知見によれば、日本側がもっとも困惑しているのはアメリカ政府がどのような対策をとろうとしているかはっきりしない点だと指摘したのに対し、確かに行政内には明確な方針がなく、またしたがって日本に具体的な提案をするまでに至っていないことをストラウスが認めた点である。この時点でなお、行政は具体的な

対応策の内容なりタイム・テーブルを持っていなかったのである。

ヴァニック発言で注目されたことのひとつは、最近の鉄鋼論議が日本に偏りすぎているというコメントである。商務省のワイル補佐官に対し、なぜ政府はヨーロッパにもっと目をむけないのかと質したのに対し、ワイルは「日本が今の問題の中心であるから」と答えた。

ヴァニックは価格と生産コストとのあいだに大きな開きのあるヨーロッパにもっと目をむけなければフェアではないと批判したのであるが、行政府側のこのような認識はいうまでもなく業界戦略の所産であった。実際、この時期すでに、鉄鋼問題は日米政府間の争点になっていた。この日、USスチールは日本の大手六社に対してダンピング提訴に踏み切ったのである。

行政府側証人のなかでアメリカ鉄鋼業についてもっとも明確な発言をしたのはノードハウス大統領領経済諮問委員会(CEA)委員であった。かれは業界のかかえる問題は現在のリセッション、鉄鋼の生産コストが労務、燃料、公害対策費等の高騰により、七二年以来二倍になったこと、需要後退期に値上げするという市場環境を無視した価格決定方式、の三つが原因である。したがって解決策は人為的な輸入制限にあるのではなく、税制面の優遇措置によって経済全体の拡大を図り、かつ、業界自身がその労務政策、価格政策を見直すことである、と述べた。

さて業界、労組の発言である。AISIを代表して証言したのはヴェリテイ・アームコスチール会長、USWA委員長代理として発言したのはシーハンUSWA法務部長である。

両者の主張には特に目新しいものはなかった。両者はともに、長期的な解決策としてはMTNあるいはOECDでの協議や国際的なモニタリング制度を目指す、短期的な対応としては一時的な輸入制限を実施すべきであると主張した。注目するとすれば、業界が、政府、議会、メーカー、労組代表、学者からなる緊急作業グループを組織し、救

済策を早急に作る必要を訴えたこと、明年一月に、その間の政府の措置をレビューするための公聴会開催を求めたこと、労組がフランスの提唱する「組織化された自由貿易」の考えを支持すると述べた点であろうか。

対日欧関係については、ECに対する批判的発言の方が多かったことが指摘される。日本の鉄鋼業が技術的に優位に立っており、また今回の問題解決にも積極的対応を示しているのに対し、EC鉄鋼業の政府補助は不法ではないかとの指摘が出された。

公聴会での発言をすべて取り上げる必要はない。公聴会の政治的メッセージの第一は、もし政府が早急に対策を講じなければ議会がその手で保護主義的手段に訴えるであろうとの「圧力」である。第二は、そのような議会からの脅しにもかかわらず、ストラウスはじめ政府側証人は、極端な規制措置をとるまえに業界は反ダンピングやエスケープ・クローズなどの法的手段がとれるはずだと論じた点である。そして第三は、業界と、業界側に与する議員は、そのような法的手段は従来の経緯からして効果的とは思えない、とした点である。

## 六 政治化の多元的チャネル

九月二〇日の鉄鋼公聴会は、争点がナショナルなレベルに拡大される舞台が連邦議会であることを象徴していた。だが、政治化が議会という単一のチャネルだけで進んだのではない。

むしろ重要なことは、公聴会の前後におきたイヴェントを含めて、より広い政治的文脈でとらえる視点である。実際、これらイヴェントの多くは、政治化促進のために設定されたものであった。七七年の夏から秋にかけて高まる反輸入キャンペーンは、複数のイヴェントが複合作用した結果であった。これらのイヴェントを検討することによって、七七年秋の政治的位相が浮き彫りにされるはずである。

表8 連邦議会に提出された鉄鋼輸入制限法案

提出日	法案番号	提出議員	法案の内容
1977年			
9月9日	H. R. 9022	マイヤーズ議員（共和党・ペンシルバニア）	1974年通商法第203条(H)4項を改正し、大統領は議会の承認なくしては輸入救済の縮小または終了措置をとれないようにする。
9月9日	H. R. 9026	パークンス議員（民主党・ケンタッキー）	1974年の鉄鋼製品の輸入量は米国鉄鋼業と労働者の経済的安定が保証される水準を限度とする。
9月16日	H. R. 9162	コフリン議員（共和党・ペンシルバニア）	1978年1月より輸入鋼材の年間数量割当を実施する。 スチール・ミル・プロダクツ 12,012,539 NT その他鉄鋼製品 625,826 NT
9月21日	H. R. 9243	パークンス議員（前掲） およびブキャナン議員（共和党・アラバマ）	輸入数量規制実施
9月23日	H. R. 9273	ゲイドス議員（民主党・ペンシルバニア）	同上
10月4日	H. R. 9427	ベンジャミン議員（民主党・インディアナ）他24議員	1933年バイアメリカン法の一部改正 ①米国製品との価格差15～50%の外国製品を輸入。 ②連邦政府が50%以上出資する公共建物は米国製品を使用する。
10月4日	H. R. 9425	ベンズヤミン議員（前掲） 他24議員	暫定関税引き上げ
10月4日	H. R. 9426	ベンジャミン議員（前掲）他	同上
10月4日	H. R. 9428	ベンジャミン議員（前掲）	バイ・アメリカン法の一部を改正する。



10月31日	H. R. 9834	デインゲル議員フオーード議員 (民主党・ミンガン)	鉄鋼総輸入量を米国の総消費量の11.1%に規制する。
11月2日	H. R. 9894	ゲイブス議員(前掲)	H. R. 9243 と内容
11月3日	H. R. 9935	デインゲル議員(前掲)	H. R. 9834 と同内容
11月4日	H. R. 10039	カーニー議員(民主党・オハイオ)	ガット交渉が締結するまでは米国の輸入鋼材の関税を引き下げない。
11月15日	S. 2317	ハイソック議員(共和党・ペンシルバニア)	反ダンピング法手続を改正し、仮決定以後推定ダンピング相当額の全額を供託させる。
11月15日	S. 2318	Caucus ボグ議員(民主党・インディアナ)他7議員	H. R. 9427 と同内容
12月6日	H. R. 10216	カーニー議員(前掲)	輸入鋼材に関する報告義務制の設定

鉄鋼年度、昭和53年版(310-11頁)を一添訂正加時 (注) H. R. は下院、S. は上院を示す。

九月にはいると、鉄鋼州選出議員による鉄鋼輸入規制法案の議会提出がはじまる。彼らは夏休みの期間に、地元選挙区でのレイオフ、工場閉鎖を目撃し、ワシントンにもどったのである。大統領は議会の承認なくしては輸入救済措置の縮小または終了措置がとれないとする法案がマイヤーズ下院議員(共和党、ペンシルヴァニア州第二五区)によって提出された<sup>(34)</sup>。また鋼材輸入量を七五年の輸入量に基準化する七七年鉄鋼輸入平衡法案がコフリン下院議員(共和党、ペンシルヴァニア州一三区)によって提出された。九月末日までにこの種の法案が五件、また十月、十一月にもそれぞれ五件提出されている(表8を参照)<sup>(35)</sup>。

書簡による行政府首脳へのアプローチも活発であった。ニューヨーク州選出のジャビッツ、モイニハン両上院議員は、同州内のベスレーム・スチール社ラカワナ工場的大量レイオフ(三、五〇〇人)に触発されて、カーター大統領

に対し法的救済措置とセクター別多国間交渉の早期開始をSTIRに指示するよう要請した書簡を送っている(九月一六日)<sup>(36)</sup>。また、さきの輸入平衡法案提出者のコフリン議員は、同法案の提出をまえに労働者に書簡を送り、自分の選挙区内にあるアラン・ウッド・スチール社の倒産によって失職した鉄鋼労働者に対し、すみやかに調整援助を認めるよう要請している<sup>(37)</sup>。

工場閉鎖というドラマも用意された。鉄鋼公聴会前日の一九日に発表されたヤングスタウン・シート・エンド・チユーブ社の工場閉鎖、レイオフである。業界第十位の同社が過去三〇カ月の業績不振のためヤングスタウンのキャンベル工場の大部分を閉鎖、五、〇〇〇人をレイオフするというニュースは鉄鋼公聴会その朝、新聞のニュースを飾った。同工場のあるオハイオ州北東部のマホニング・ヴァレーには多くの製鉄工場があるが、この発表は電撃的におこなわれた。また、コミュニティに大きな影響を与えた典型例でもある<sup>(38)</sup>。

同社の親会社であるライクス・コーポレーションのリーダー会長は、「この事実は米国市場にいかにも多くの安価な輸入鋼材が流入し、米国メーカーが苦しめられているかを明らかにしている」と説明してはいるが、実際には、老朽化した工場を閉鎖する格好の口実をみつけたという面が濃厚である<sup>(39)</sup>。従業員はもとより、地域社会への説明として、輸入鋼材に責任をなすりつけることは、企業への非難を和らげる格好の手段であった。

さらにその三日後、アームコ・スチール社がオハイオ州内のミドルタウン、ニューマイアミ両工場で計六〇〇名のレイオフを、同じくUSスチール社がヤングスタウンに近い二工場で七〇〇名のレイオフを発表した。鉄鋼公聴会をさんだ数日間におきた一連のイヴェントは、政治的アビールを考慮して期日が設定されたと考えられる。これら一連の動きは政府に対する示威行動ではないのかと記者団に問われたマーシャル労働長官は、「検討すべき点だ<sup>(40)</sup>」と、間接的ながらそれを認める発言をしている。実際、カーター大統領は公聴会翌日に上院議員グループと会談した際、

これら一連の鉄鋼問題の動きを憂慮しており、近日中に業界、労組関係の代表者と会合を持ちたいと表明している<sup>(41)</sup>。公聴会にさきだち、その日の朝、業界と鉄鋼地域選出下院議員との朝食会が開かれたことも指摘しておこう。業界からはジェイクス・インランド・スチール社会長が、下院議員側はこのあとの公聴会でも発言するカーニーなどが出席した。

この朝食会で特筆すべきことは、下院議員達はなんらかの法的対応が必要と考えてはいたものの、業界はどのような法的対応を議会に求めているか具体的に示さなかった点である。カーニー議員（かれはヤングスタウンを選挙区内に持ち、また二日後に結成される下院スチール・コーカスの委員長に就任する）は、「この会合において業界は輸入規制関連の法案を早急に準備することを議員に約束した」と記者団に語っているが、カーニー発言は、一連の規制法案が業界サイドで作製され、それを鉄鋼関連議員が提出するというメカニズムを端的に示している<sup>(42)</sup>。

ヴァニック委員長のカーター大統領宛書簡（九月三〇日付）も注目に値しよう。鉄鋼公聴会の一〇日後に出されたこの書簡の意義は、まずなによりも、公聴会を踏まえたうえでの貿易小委員会委員長の書簡、ということである。そこには一般の鉄鋼州議員の発言や提案とは違った重みがあるはずであった。

ヴァニック書簡はまず、現行の特殊鋼規制の継続を強く求める。つづいて、アメリカ鉄鋼業が国内市場での競争、低収益、連邦政府規制支出の高騰、雇用維持の面で苦境にあり、連邦政府による施策が強く望まれていることを指摘し、以下の項目からなる「鉄鋼産業プログラム」を提唱する<sup>(43)</sup>。

- (一) 輸入規制について——輸入総量を国内見掛け消費の一八％に規制し、それを欧州、日本、その他の国、に三等分して割り当てる。これについて関係諸国と交渉に入る必要があるが、このような措置は国際的な鉄鋼セーフガード交渉の端緒でもあるべきである。なお、消費者の利益を守るために、国内業界が極端な値上げをした場合に

はペナルティとして、二年間に限り輸入を一〇%〜一五%拡大する方式を提案したい。

(二) 不正競争について——アメリカ政府が不正な価格慣行を許さないことを示すためにダンピング提訴への対応を早めること。また関係官庁に対し、外国政府による補助問題を調査し、必要に応じて相殺関税を課すよう指示すること。

(三) 公害規制について——各種規制を緩和し、また必要に応じて実施期限の延期などを検討すること。

(四) 設備の近代化について——企業の設備投資を促進するため、公害規制の緩和に加えて税制優遇措置を導入すること。

(五) 独禁法について——政府は国内企業間に競争が欠如していることを問題にしてきたが、外国と競争するために規模の利益を確保する必要も見逃せない。そこで、生産ラインをメーカーが共有するといった協同行為を認める方向で考えるべきである。

ヴァニック書簡が輸入問題に限らず、設備の近代化等々幅広く論じていることは重要である。ヴァニックが一番強調したかったのは、業界が積極的な設備投資のできる環境整備の必要性であった。

もっとも、ヴァニックが意図したのは、具体的な政策提言というよりも、行政府に対する上品な、しかし強力な圧力であった。輸入割り当て提案について質問されたヴァニックは、「この割合はあくまで一案として示したもので、具体的な数量は関係国政府の交渉にゆだねるべきだと思ふ」と答えている。また、日本の対米輸出は何トンなら妥当かとの問いに、「それは日本の政策当局とストラウス米通商交渉特別代表が話し合うべきことだ。私は交渉の当事者ではない。米政府が積極的に行動するよう要請する立場にあるだけだ」とも語っている<sup>(セ)</sup>。

とまれ、ヴァニックの鉄鋼問題に対する立場は、つぎのような発言に象徴されている。「私は、世界貿易が政治

的脅威によって破滅の道をたどるのを防ごうとしているだけだ。街中に火事が広がるのを防ぐため、ある家屋を壊すのはやむを得ない措置だ。きょう(十月六日)もスチール・コーカスの会合で、極端な保護主義は好ましくないと発言してきたが、明日には私の意見が無視されるかも知れない。スチール・コーカスの結成は序の口で、ほうっておけば、保護主義の動きはますます強くなる。」<sup>(45)</sup>

### 七 スチール・コーカスの誕生

結論をさきに述べれば、議会内に生れたスチール・コーカスこそ行政府に対するプレッシャーとしてもっとも強力な集団であった。結成一年後、A I S I 会長ルイス・フォイ(ベスレーム・スチール社会長)は、「われわれが行政府の措置として達成してきたものはスチール・コーカスによって発揮された圧力の直接的帰結である」と語っている。<sup>(46)</sup>鉄鋼州議員を動員するという業界戦略は、コーカスによる集団組織化によって一層強化されたのである。

下院スチール・コーカスは九月二二日に正式発足した。当日出席した下院議員は七〇名、コーカスの委員長にはチャールズ・カーニー議員(オハイオ州第一九選挙区、民主党)が就任した。このほか積極的な活動をおこなうのはコーカス副委員長のジョン・ブキャナン(アラバマ州第六区、共和党)、常任委員ラルフ・レギュラ(オハイオ州第一六区、共和党)、おなじくガン・マッケイ(ユタ州第一区、民主党)、コーカスのセクレタリーおよび会計主任のアダム・ベンジャミン(インディアナ州第一区、民主党)などである。下院コーカスは一年後には三五州にまたがる一七〇余名のメンバー、二人の常勤スタッフと予算をもつグループに成長する。<sup>(47)</sup>

上院のコーカスは九月二八日に発足した。結成会議に出席したのは一九名の上院議員と三〇余名の議員スタッフであった。もっとも当日はメッツェンボーム、アズレズク両議員が天然ガス価格統制撤廃法案のフィルバスター(議事

妨害戦術)を本会議でとっていたために、出席議員総数が一九名にとどまったと思われる。上院コーカスの中心人物は委員長に就任したランドルフ(ウェストヴァージニア州、民主党)、グレン(オハイオ州、民主党)、メツェンボーム(同、民主党)、ハインツ(ペンシルヴァニア州、共和党)などである。<sup>(48)</sup>

コーカスの特徴は、まずなによりも、議会の規則や手続き、所属政党に拘束されないインフォーマルな性格と、特定の争点に利害関心を共有する点にある。

コーカスには農村問題(Rural)、黒人議員(Congressional Black)、ブルーカラー(Blue Collar)、アイルランド系(Irish)など、多くのものがあるが、スチール・コーカスは最も活発なもののひとつに発展する。その活動は輸入制限問題にとどまらず税制、環境問題、企業援助など多岐にわたるが、結成時においては輸入問題が最優先課題であった。九月二七日付下院コーカス委員長の大統領宛書簡には「第一回会合の目的は輸入鋼材に関する行政府の政策対応を論ずることであった」と記されている。<sup>(49)</sup>

さて、九月末に下院コーカスはつぎのような二つの決議を採択し、大統領・行政府にその望むところを伝えてい<sup>(50)</sup>る。

OECD鉄鋼特別部会のアメリカ代表団は、部会参加国に対し、世界の鉄鋼問題については多角的な対応が早急に必要であり、また、この問題について十月中旬までにワシントンで開催される会合に参加するよう提唱するこ  
と

大統領は、通商交渉に当たる通商特別代表に指示して、一九七四年通商法一〇七条の下にアメリカへの鉄鋼輸出を抑制させるための国際的努力に直ちにとりかかること

また上院コーカスはつぎのような決議をしている。<sup>(51)</sup>

上院は、輸入品による不公正な、または補助を受けた競争を制限する現行の法律、特に一九二一年ダンピング防止法、および一九七四年通商法への支持を再確認し、大統領に対して、政府機関、特に財務省と通商特別代表部に、アメリカの鉄鋼産業に悪影響を及ぼしているダンピング、貿易上の差別等の不公正な競争を防ぐための現行の法律を、熱心かつ積極的に執行させるよう要請する

では、不公正な輸入が国内メーカー、労働者に困難を強いているという被害者の論理を、政治過程のなかで実際のパワーにさせた契機とはなにか。政治的シンボルを政治過程のなかで実体化させるには「取り引き材料」が不可欠であるが、それを提供したのが七四年通商法であり、MTNであった。<sup>(52)</sup>

行政府は非関税障壁 (NTB) の国際合意に関する国内実施法案を議会で成立させなければならなかった。鉄鋼業界は、もし自分達の要求が満たされないなら鉄鋼関連議員を動員して国内実施法を阻止するぞと政府を脅したのである。スチール・コーカスの出現は、行政府にとって、無視しえないものとして映ったことはいうまでもない。

実際、業界はMTN関連の法案提出を画策することによって、MTNが政治的人質である点を衝く。七四年通商法のいうセクター別交渉を要求する法案、MTNの目的に逆行する関税引き上げやバイ・アメリカン法の強化を求める法案などを鉄鋼関連議員に提出させ、圧力の強化を図った。

MTNにおけるセクター別交渉と関税引き下げ問題をからめた法案の典型例は、下院スチール・コーカス委員長のジェームズ・カーニーが提出したものにみることができる。これは鉄鋼の市場攪乱に対する国際的セーフガードの設立合意が生れるまで、鉄鋼関税の引き下げ交渉を禁止するという内容であった(十一月四日提出、法案番号H・R 10039)。また、下院コーカスの有力メンバーのひとりであるベンジャミン議員は、一九三三年バイ・アメリカン

法の一部改正（米国製品との価格差一五〇％の外国製品を輸入、連邦政府が五〇％以上出資する公共建築には国産品を使用させる）や関税引き上げ法案などにイニシャチブを發揮した。<sup>(53)</sup>

上院ではハイנטツ議員のイニシャチブのもと、コーカスメンバー二〇名によって通商手続き改革法案が提出された（十一月十五日、S 2317）。これは反ダンピング法の適用を強化することによって、現行の法的枠組みの「抑止力」を高めることを目指すものであったが、この法案はハイנטツ議員も認めるごとく、一九三三年バイ・アメリカン法の修正を求める法案と「一対のような性格」を持っていた。<sup>(54)</sup>

鉄鋼関連法案は九月から十一月にかけて十数本提出された（表8を再度参照のこと）。しかしこれらは他の多くの法案と同じく、委員会で審議されることすらなかった。いわば、提出すること自体に意義があったにすぎなかった。

だが立法化の可能性はなくとも、そこには確かに政治的圧力というメッセージがあった。その受け手が、MTNの国際、国内両次元の成功に深くコミットしている行政府であったことはいうまでもない。またそれは、議会が立法機能の実質面においてではなく、行政府に具体的な政策対応を迫る圧力団体としてコミットしたことをも示していた。

自由貿易の促進というモチーフのもと、MTNという舞台の袖で始まった鉄鋼業界の輸入制限運動は、レイオフ、工場閉鎖という目立ったイヴェントによって増幅され、議会圧力の動員によって行政府の筋書き（MTNの成立）を脅かすほどに成長していった。だが、舞台中央には、行政府を支援する勢力の姿はなきに等しかったのである。<sup>(55)</sup>

(1) 本章の執筆に際しては Japan Steel Information Center (JSIC), *Intelligence Report* 所収の各種資料とくに負うところが大きい。クォリテイ・ペーパーはもとより、各地域の新聞、業界紙（誌）、社内報、AISI発行の資料など数百種にのぼる資料は、レポートのコメントとともに重要な情報源となった。なお、以下の論稿からも多くの示唆を得たことを申し添えたい。I・M・デスラー他編『日米経済紛争の解明』一九八二年、第二章（鉄鋼貿易紛争）、Michael Borrus, "The Politics of



- of Competitive Erosion in the U. S. Steel Industry" in John Zysman and Laura Tyson eds., *American Industry in International Competition*, 1983, pp. 60-105, Michael W. Hodin, "A National Policy for Organized Free Trade, or, How to Cope with Protectionism" Ph. D. dissertation, Columbia University, 1979, pp. 265-318.
- (2) 七六、七七各年度については以下による。『日本鉄鋼輸出組合月報』七七年六月号、六七七一頁、同上、七八年五月号、四三一四七頁。
- (3) 収益に関するデータは以下のものを利用した。『貿易摩擦の事例研究』産業研究所、一九八二年五月、一二四—二六頁。
- "Steel Industry Ills Worrisome to Many" *Journal of Commerce*, August 25, 1977.
- (4) 山田忠義 (新日鉄) の発言。「金曜インタビュー」『金風特報』七七年一〇月二八日。
- (5) "Steel Import Problems Plague US Industry" *Journal of Commerce*, July 21, 1977.
- (6) Kiyoshi Kawahito "Japanese Steel in the American Market: Conflict and Causes" *The World Economy*, September 1981, p. 233.
- (7) 同社はウォール・ストリート・ジャーナル紙に *Is America getting trapped by foreign steel... as we are by foreign oil?* と題する広告を出している (七月二五日)。
- また、同社の社内報は六月号でフォイ会長みずから同様の反輸入キャンペーンを社員にアピールしている。また同誌は五月一八日ホルチモア、同二〇日バファローでの同社主催の反輸入キャンペーンを特集している。メーカーが地域リーダーとして連邦議員へとキャンペーンを拡大してゆく戦術がよくみてとれる記事である。 *Bethlehem Review*, June 1977 (No. 156), pp. 6-9.
- (8) "Subsidized Steel Limit Is Sought" *Press-Record in JSIC Intelligence Report*, No. 600, July 27, 1977.
- (9) *Ibid.*
- (10) "Steel Firms, USW Ask Import Curbs" *Pittsburgh Press*, July 2, 1977; "U. S. Policies Blamed For Steel Import Flow" *Plain Dealer* (Cleveland, Ohio), July 2, 1977; "USW, Steel Industry Unite To Push for Import Quotas" *Pitts-*

*burgh Post-Gazette*, July 2, 1977.

- (11) AISI, *Steel Imports News*, August 8, 1977.
  - (12) "Bethlehem Steel To Trim Outlays, Plant's Capacity" *Wall Street Journal*, August 19, 1977.
  - (13) 日本鉄鋼輸出組合海外広報委員会「AISI白書に対する反論と日本鉄鋼業の立場」十七年七月。
  - (14) Charles Bradford, *Japanese Steel Industry: A Comparison with its American Counterparts* (New York: Merrill Lynch, Pierce, Fenner and Smith), 1977. 同書第二章の「日本鉄鋼業の競争力」を参照せよ。
  - (15) "Spear Disputes Merrill Lynch on Japanese Cost Advantage" *American Metal Market*, September 7, 1977.
  - (16) "Wall St. and Japanese Challenge U. S. Steel Industry's Claims of Injury From Imports" *New York Times*, July 19, 1977; "Japanese Challenge AISI's Study……" *American Metal Market*, July 19, 1977; "Japan Steel Mill Criticism Blasted" *Journal of Commerce*, July 19, 1977.
  - (17) "U. S. Steel Hands Carter a Rebuff in Raising Prices" *Wall Street Journal*, July 22, 1977; "Latest Price Confrontation For Steel and Government" *New York Times*, July 29, 1977.
  - (18) "Carter Tells Wage Council To Study Steel Price Rises" *New York Times*, August 6, 1977.
  - (19) Report to the President on Prices and Costs in the U. S. Steel Industry, 1977.
  - (20) "U. S. Steelmakers Fail To Modernize Quickly, Fall Behind Japanese" *Wall Street Journal*, August 3, 1977.
  - (21) "Tough Times for Steel" *New York Times*, September 5, 1977.
  - (22) "Are U. S. Steel Producers Blaming Wrong Nation?" *The Valley Sentinel*, Bethlehem, PA., August 17, 1977.
  - (23) "Steel Rivalry Keener" *Plain Dealer*, August 16, 1977.
  - (24) *Ibid.*
  - (25) 鉄鋼都市連合会「わが国鉄鋼業の現状と今後の展望」を参照せよ。
- September 26, 1977, pp. 19-20; "Steel Communities Bid US Act to Save Industry" *American Metal Market*, September

- 13, 1977: "A Meeting On US Steel Crisis Set" *Journal of Commerce*, September 2, 1977;
- (32) *Industry Week. op. cit.*, p. 19.
- (29) "Steel Group Airs Main Objectives" *Journal of Commerce*, October 6, 1977.
- (27) "Bethlehem Steel Weighs Cutting Johnstown Plant" *American Metal Market*, August 2, 1977.
- (28) "Gaydos Asks President to Review EPA Rulings" *McKeesport News*, Pittsburgh, PA, August 30, 1977. 註(9)の記事を参照せよ。
- (26) Press Release, Trade PR 27, Subcommittee on Trade, Committee on Ways and Means, House of Representative, August 25, 1977.
- (25) *World Steel Trade: Current Trends and Structural Problems. Hearings before the Subcommittee on Trade of the House Ways and Means Committee*, 95th Congress, 1st Session (Government Printing Office, 1977).
- (16) "Strauss Defends OMA's Before House Banking Subcommittee (July 20)" *Steel Report*, No. 77-29, July 29, 1977; "Administration to Oppose Steel Import Curb Pacts" *American Metal Market*, July 21, 1977; "Search On for Steel Trade Solutions" *American Metal Market*, August 4, 1977.
- (32) ヴァニニックは九月十六日、新日鉄社長の齊藤英四郎と会談、その結果、「現段階では、一時的な解決策として(日本側が輸出の)自主規制の方策を取る必要がある」との点で意見が一致した」と報じられた。読売新聞「九月一七日付。また同日、ヴァニニックと会談した天谷直弘通産省基礎産業局長は、日本側の一方的自主規制が可能かどうかはあくまで「米政府の同意が前提となる」と慎重な姿勢を示した。鉄鋼新聞「九月一九日付。
- (33) 公聴会記録(注30)に加えて以下の文献をも利用した。「House Ways and Means Committee's Trade Subcommittee Holds Steel Day Hearings" *JSLC, Intelligence Report*, September 22, 1977.
- (34) マイヤーズとのインタビュー記事によって法案提出の背景が明らかたせられた。「Bill Would Close Gap in Trade Policy Law" *Beverly Times*, P.A., September 17, 1977.

- (35) 『通商弘報』九月二一日。提案理由としてコフリンは、「自主協定で公正さ (equity) を達成できなければ、割り当てる。財務省がダンピング調査を終えるまでの間、ただ手をこまねいて米鉄鋼業が足をすくわれるのを待つという法はない」と語っている。なお、この時期の鉄鋼関連議員の活動については以下を参照のこと。「Murphy Calls On Carter To Save Steel Industry」(キースチン・バーンハート議員) *Observer-Reporter*, P.A., September 19, 1977; 「Schulze Raps Plan For Steel Policies」(リチャード・シムズ議員) *News of Delaware County*, September 12, 1977; 「Murtha Says U. S. Buying Most Imports」(ジョン・バーサト議員) *Valley News Dispatch*, September 19, 1977.
- (36) 『通商弘報』九月二一日。
- (37) 同右。
- (38) ロヒニティへのインパクトを経済・社会的側面のみならず心理的なものも含めて実証分析した研究として以下のものがあつた。Terry F. Buss *et al.*, *Shutdown at Youngstown*, 1983. 工場閉鎖の背景を経営者側の行動様式については第一部を、各種ローカルな団体の行動様式と、それらがナショナルレベルとどのように関連していったかについてはアンディタスBをそれぞれ参照 (pp. 13-32, 182-189)。
- (39) 『通商弘報』九月二四日。以下を参照。「The Hard Lesson Youngstown Taught Lykes」*Business Week*, October 3, 1977.
- (40) 「Armco Steel, Citing Import Inroads, Will Lay Off 600 at 2 Plants in Ohio」*New York Times*, September 23, 1977.
- (41) 「Carter Is Worried Over Steel Closings」*New York Times*, September 22, 1977.
- (42) 「Congress Is Puzzled Over Role in Aiding Steel-Imports Curb」*New York Times*, September 21, 1977.
- (43) 書簡の全文は以下に所収。*Steel Report*, No. 77-36, October 5, 1977.
- (44) 読売新聞記者とのインタビューでの発言。読売新聞「一〇月九日」。
- (45) 同右。同議員の鉄鋼問題に対する認識については以下を参照のこと。Charles A. Vanik 「The Development of an Industrial Policy for Steel in the United States during a Period of Trade Frictions」OECD, *Steel in the 80 s*, 1980,

pp. 232-244.

- (46) "Steel Caucus Provides Way To Bring It All Together" *Iron Age*, October 23, 1978, p. 45. この記事は下院ローカスに以下を詳しう。
- (47) *Ibid.* 以下を参照。"Congress Hits Hard On Steel" *Washington Post*, September 21, 1977.
- (48) 上院ローカスに以下は以下の記事が詳しく述べらる。"Steel Concuses in Congress……" *Metal Producing*, October 1978, p. 33. なき、ローカスに以下は以下を参照した。Michael Hodin, *op. cit.*, pp. 301-311; "Diemmas Etched in Steel" *Journal of Commerce*, September 26, 1977.
- (49) Michael Hodin, *op. cit.*, p. 305.
- (50) *Ibid.* 『日本経済紛争の解明』所収の佐藤ニホディン論文、六五頁。
- (51) Hodin, *op. cit.*, p. 306. 佐藤ニホディン論文、六五頁。もっとも、スチール・コーカスは一〇月一三日の「ホワイト・ハウス会議」(次章で論じられる)において、輸入規制のほかにつきのような政策を大統領に提案している。(一)工場閉鎖された地域への援助、(二)投資を刺激し、キャッシェ・フローを増加させる税制上の措置、(三)近代化を必要とするが資本力の弱い企業への支援。これらの諸要求は、基本的にソロモン・レポート(次章を参照)の勧告と同一線上にあることに留意したい。
- Congressional Steel Caucus, internal papers, "Actions Taken by the Congressional Steel Caucus" 1978 in Bottus, *op. cit.*, p. 92.
- (52) NTBの撤廃、低減等に関する交渉は事前に下院歳入委員会、上院財政委員会と協議する必要があった。七四年通商法は大統領が五名の議員を通商協定に関する国際的な会議、交渉等に臨む米国代表団の正式アドバイザーとして信任しなければならぬこと、STR代表はこれらのアドバイザーに対して交渉の進捗状況や、交渉の結果要求される国内法の改正点などについて最新の情報を与えなければならぬとしている。そして、国際交渉によってまとまった協定は以下の手続きを経てはじめて米国において効力を発するものとしている。(一)大統領が当該協定を締結する旨を締結日の少なくとも九〇日前に議会に通告し、その後すみやかに官報にも公告すること、(二)締結後、大統領が協定の写しとともに①国内実施法案、行政措置の案、②協

定が米国の利益に資することを説明した文書、および前記①が必要な理由書を議会に提出すること、国内実施法案が成立すること（以上は七四年通商法第一編第五章、六章に規定されている）。日本経済新聞社編『新通商法と国際貿易』一九七五年、四一—四二頁をみよ。以下の論稿は、七四年通商法の定めに各種の手続き（procedure）が、ストラウス代表の政治的技量、反対勢力に対する行政府の懐柔策とともに東京ラウンドを成功に導いたと分析してゐる。I. M. Destler and Thomas R. Graham 'United States Congress and the Tokyo Round. Lessons of a Success Story' *The World Economy*, June 1980, pp. 53-70. たしかにこの指摘はマクロ次元での説明として正しいが、同時に、七四年通商法の諸規定が、鉄鋼業界の政治的要求にはずみを与えたことも事実である。つまり当時の状況が、マクロな目標を実現（MTNの成功）させるためには、かなりの譲歩を個別レベルではせざるを得なかったということであり、これが鉄鋼をめぐる政治過程にも反映されていたということである。

(53) Michael Hodin, *op. cit.*, p. 310, "Steel Caucus Provides..." *Iron Age*, October 23, 1978, pp. 45-47. 『通商弘報』九月二二日。『鉄鋼年鑑』昭和五三年版表15（州議会におけるバイ・アメリカン法）を参照のこと（三二—三頁）。

(54) "Steel Caucuses in Congress..." *Metal Producing*, October 1978, p. 31.

(55) 九月二〇日の公聴会ではカート・オーバンが米国輸入鉄鋼協会（A I I S）を代表して証言しているが（彼は次期会長に就任予定）、出席者から支持を得たということはなかった。またマスコミをおおしての活動や、議会への働きかけをおおしての積極的な「動員・組織化」もなかった。また鉄鋼流通協会（A S D）の姿勢については JSIC, *Intelligence Report*, October 4, 1977（九月二九、三〇日、シカゴにおけるA S D会議報告を所収）をみよ。

## VI トリガー価格制度

十二月六日、ソロモン財務次官を長とする鉄鋼問題特別作業グループ（以下、ソロモン委員会）は、カーター大統領に鉄鋼業救済策を勧告した。「鉄鋼業のための包括的プログラム」<sup>(1)</sup>と題するこの報告書（以下、ソロモン・レポート）の目玉がトリガー価格制度（T P M）である。これによって、急を告げた鉄鋼問題もひとまず沈静化にむかった

のである。

TPMの目的は、世界でもっとも効率的な日本の生産コストをダンピング調査の価格基準（引き金トリガー）に設定し、これを下回る輸入へのダンピング防止手続きの迅速化を図ることにあるとされた。

一九六八年の輸入規制第一波ではOMAという数量的アプローチが選択されたが、今回は反ダンピング手続きという枠内で、一種の価格アプローチが導入されたのである。本章では、TPMがいかなる政治的構図のもとで、いかなる政治的効果を期待されつつ、選択されたかをさぐる。

政治的解としてのTPMには、つぎのような設問がまずなされよう。第一に、TPMは「財務長官に対し反ダンピング調査をみずから開始するための根拠を与えるだけが目的であって、『最低価格』制度ではない」という点に関連する。なぜ施策の核心に反ダンピング手続きの迅速化が取り上げられたのか。また、それが、価格アプローチといかなる関係にあるのか。

第二に、TPMの成功は米国と外国のメーカーがともに満足するような均衡点がみいだされるかどうかにかかっているが、その均衡点とはどのような内容を意味するのか。また、どれほど安定的であり得るのか。

つまるところ、TPMは、反ダンピング法の簡略適用という方法をとることによって、あからさまな数量規制や最低価格制度を回避する一方で、一定の国内価格維持機能を期待されたのである。だが、TPMが従来の鉄鋼貿易の流れに大きな変更を強いる保護主義的性格を持ったことは否定できない。カーター政権は、なぜこのような「手の込んだ対応」をなすに至ったのであろうか。

## 一 行政府の初期対応

前章でみたように、八月から九月にかけて、鉄鋼問題はナショナルな争点に拡大されていった。そして、その政治の構図は、行政府に対する議会からの「圧力」であった。このあとにくるものは、行政府の対応のはずであった。実際、行政府には「なにもしない」というオプシヨンの余地はなかった。議会が大統領に授権したMTN交渉権限は五年であったが、すでに二年半以上経過していた。しかも、MTNには多くの解決すべき問題が前途に横たわっていた(MTNについては次章で述べる)。

九月から十月始めにかけての行政府側の基本姿勢は、この時期のカーター大統領、ストラウス代表などの発言からつぎのように要約できよう。(一)輸入は鉄鋼業のかかえる問題のひとつにすぎず、総合的な観点から輸入問題を位置づけ、その対策を図るべきである。(二)その場合にもあくまで自由貿易の原則をつらぬくべきであって数量規制には消極的である。(三)ただし不公正な貿易競争は放置することはできない。これに対しては反ダンピング法等の既存の法律の運用・施行を厳格に行なうことよって対処する。(四)鉄鋼貿易をめぐる根本的な問題の解決は、多国間での話し合いを通じて今後見出し出して行かねばならないであろう。

以上の視点はしかし、行政府の一般的姿勢の次元であって具体的な政策対応を含んでいないことに留意したい。九月二〇日の鉄鋼公聴会でストラウスが述べたように、行政府にあるのは、反ダンピング法等の通商関連法規の厳格適用によって「不公正貿易」に対処する、という漠然としたコンセンサスだけであった。だが、議会のクリスマス休業終了までに具体的な対応をしなければ、一月に再開される議会には保護主義的気運が一層高まることは火を見るよりも明らかであった。「年末までに明確な対応を」というタイム・スケジュールを、行政府は意識せざるを得なかった。かくして、カーター政権は政策対応への第一歩を踏み出すことになる。九月二十九日、カーター大統領は記者会見の席上、ソロモン財務次官を責任者とする鉄鋼問題特別委員会を発足させ、十一月末までに報告書を提出させることに



したと述べた。また大統領はこの記者会見において、国内鉄鋼業が直面している問題の責任を海外メーカーにのみ帰するのは適切ではない、輸入急増に非難のすべてをむけるつもりはないとも発言している。<sup>(3)</sup> われわれはそこに、ソロモン委員会の発足という宥和的姿勢を示す一方で、建て前としての自由貿易の堅持と、インフレ抑制という政治課題に忠実たらしとするカーター政権の立場をみてとれる。

さて一〇月中旬、事態の展開にかかわる重要な出来事が生まれる。一日、ホワイトハウスで開かれた業界、労組、議会等の代表者との会合である。<sup>(4)</sup> 主な出席者はブルメンソール財務長官、ストラウス代表、スピア A I S I 会長、マクブライド U S W A 委員長、グレン上院議員などであった。

ルーズベルト・ルームには四〇余名が出席、四時間にわたり開かれたが、大統領自身は最後の四五分間出席、鉄鋼輸入にダンピングがあったことは明らかであるにもかかわらず、これまで反ダンピング法が精力的に実施されたとはいいたい、自由貿易は公平な貿易でもなければならぬから、今後その適用を強化したいと発言した。ブルメンソール財務長官はこれに呼応して、U S スチールの提訴については現在おこなわれている予備調査を近く切り上げ、これを受理して正式調査を開始するとともに、六カ月という仮決定の期間も法の枠内で短縮し、決定を急ぐ旨明らかにした。

一方、圧力をかける側であるが、スチール・コーカスはつぎの諸点を含む政策を大統領に勧告している。(一)輸入規制、(二)工場閉鎖がおきた地域への援助、(三)投資を促進させ、キャッシュ・フローを増加させる税制上の措置、(四)工場近代化に対する援助。<sup>(5)</sup>

コーカスのこの提案が輸入規制以外の点にもふれていることに、まず注意したい。これらは、その大枠において、

ソロモン・レポートの勧告と対応する点が多い。また、税制面での優遇措置や近代化投資への支援は、業界の強く望むところでもあった。

つぎに業界である。スピア会長は、USスチール社が日本に対しておこなったのと同様のダンピング提訴をECに對しても準備中であると発言している。スピア会長はまた、輸出自主規制やOMAを政府に要求しない旨の発言を會談後の記者会見でおこない、政府の反ダンピング法の厳格適用策を支持すると発言している。マクフライド(USSWA)はといえば、法的アプローチの強化に異論はないが、工場閉鎖やレイオフをこれ以上増やさないためには数量規制がいまも必要とされる点を強調した。

スピア会長の反ダンピング法アプローチ支持の発言は、それまでの業界の主張とは違っていた。業界は現行の法的救済手続きには効果が期待されないとしてきた。このような態度変更は緊急策として量的規制を主張してきた鉄鋼関連議員を驚かせたが、議員からの批判に対してスピア会長は、第一歩が法的アプローチであり、それが不調に終れば当然量的規制を要求すると後日(十月二〇日記者会見)弁明している<sup>(6)</sup>。

この足並みの乱れは、業界が政府への圧力として議員に求めたことと、業界が政府から引き出そうとしたこととは必ずしも同じではなかったことを示している。業界にとって、競争力回復のために必要なことは生産量そのものよりも、年年上昇する生産コストをカバーできる価格の実現であった。厳格な法的アプローチが、国内価格支持を保証するのであれば、それに反対する理由などなかった。問題は、政府が真剣にコミットするか否かであり、業界が最も危惧する点であった。

實際この時期、行政府の「真剣な対応」を示す徴候を業界は感知していた。九月二十九日、カーター大統領はソロモン財務次官を長とする鉄鋼特別委員会の設置を発表したが、財務次官が責任者になったことは、反ダンピング法を所

管するのが財務省であり、同法の厳格運用を行政府が意図していると推察された。

第二に、二月にギルモア・スチール社がおこなった対日提訴（日本からの厚板が西海岸地域でコスト以下の価格で売られているとの申し立て）に対し、財務省は十月三日、「公正価額」を平均三二%下回る価格で販売されているという仮決定を下し、関税評価を六カ月間差し止めることを発表した。業界はこの決定が、反ダンピング法の適用に行政府が前向きであることを示すものと判断した。

このような経過と十三日のホワイトハウス会議での大統領、財務長官の姿勢を重ね合わせたうえで、スピア会長は法的アプローチ支持の発言をおこなったのである。業界はカーター政権の『熱意』を百パーセント信じたわけではなかったが、ひとまずそれを容れて、ダンピング提訴戦術をとることにしたのである。

ホワイトハウス会議の四日後、ベスレヘム、アームコその他中小メーカー三社は日本とインドのメーカーを相手どり、コンクリート補強用に使う線材二次製品PC鋼撚線を反ダンピング法違反として提訴した。さらにその三日後、ナショナル・スチール社はベルギー、フランス、イタリア、オランダ、西独からの冷延薄板と亜鉛鉄板および英国からの冷延薄板について提訴に踏み切った（一連の提訴の概要については表9を参照）。

## ニ ダンピング判定基準としての「コスト割れ」輸出

このように、反ダンピングを中心にした法的対応が大きな争点として浮上しはじめた。ここでいう反ダンピング法とは、七四年通商法で一部改正された一九二一年反ダンピング法であるが、以下はその調査手続きの概要である。<sup>(8)</sup>

- (一) 財務省は提訴が行なわれてから三〇日以内に予備調査を行なって正式調査を実施するかどうかを決定。
- (二) 財務省はその後六カ月、場合によっては九カ月以内に調査を行ってダンピングの有無、すなわち「公正価額以

表9 法的提訴の動き (1977年)

提訴日	提訴者	対象国	提訴内容	根拠法
1月19日	公正貿易労使協議会 (LMC: 西岸平電炉 メーカー約40社と USW)	日本	日本鉄鋼業は政府統制 のもとで西岸市場の支 配を意図している。	関税法 332 条
2月1日	財務省	日本	ステンレス溶接鋼管	アンチダumping法
2月28日	オレゴンスチール (ギルモアスチール の一部門)	日本	厚板	"
9月9日	ジョージタウンスチ ール	フランス	低炭素線材	"
9月20日	US スチール	日本	形鋼, 厚板, 熱延薄板, 冷延薄板, 溶接鋼管	"
9月27日	プロデリックバスコ ムアンドワイヤーロ ープ	韓国	ワイヤーロープ	"
10月17日	ベスレヘムスチール, アームコスチールな ど計5社	日本 インド	PC 鋼撚線	"
10月20日	ナショナルスチール	ベルギー, イタ リア, フランス, オランダ, 西独,	冷延薄板, 亜鉛鉄板	"

11月21日	アメリカンスチール、 メスリンクスチール など計8社	カナダ	釘
12月5日	アメリカンスチール	英国	厚板、形鋼、冷薄、 熱延棒鋼、ワイヤー ロッド

日本鉄鋼輸出組合資料、『経済摩擦の事例研究』1982年、136—137頁、鉄鋼年度、53年版、308—9頁より作製。

下」(Less Than Fair Value)であるかを仮決定する。クロの仮決定が下された場合は関税評価が差止められる。そして関税評価差止め以降の通関については特別ダンピング税を支払うための保証金として義務づけられているポンドを積み立てなければならぬ。

(三) 財務省はその後三カ月以内に聴聞会を開催してダンピング有無の最終決定を下す。そしてクロの場合は同時にITC(国際貿易委員会)に通達する。

(四) ITCはダンピングによる国内産業への被害の有無について調査を直ちに開始し、聴聞会を開催、三カ月以内に認定を下す。

(五) 被害ありとのITCの認定が下されれば、財務省はダンピング裁定を行い、特別ダンピング税の賦課が実施される。

いうまでもなく、ダンピング提訴で一番重要なポイントはダンピングの判定基準である。すでにふれたギルモア・スチール、USスチール、ナショナル・スチール各社による提訴は輸出国の国内価格と比較しての「安売り」ではな

く「生産原価割れ」の輸出価格であるとの申し立てによる。だが、この生産原価 (Cost of Production) とすることが、重要な問題点を含んでいる。<sup>(9)</sup>

第一に、七四年通商法によって組み込まれたこのダンピング判定基準は、「輸出価格が国内価格または第三国むけ輸出価格を明らかに下回る」というダンピングの国際通念には慣じまない。

G A T T が一九六七年に採択した国際反ダンピング・コードによれば、認定の基準は第一に国内価格、そしてなんらかの事情でそれが不可能な場合は第三国むけの輸出価格を使用できるとしている。そして、これらが使用できない場合は、原産国における生産原価に合理的な額の管理費、販売費ならびにその他の費用、利潤を加えた額を用いることもできるとしているが、国内価格が生産コストを下回る場合などの規定はない。

第二は、企業に生産原価に関する資料の提出を求め、これに応じない場合には財務省が構成価額 (constructive value) を独自に算出してダンピングの判定基準に採用するという点である。だが、コストの提示を企業に求めることは原価公開の思想につながる。実際、コストの秘密は、企業競争の核心であり、日本のみならずアメリカの産業界も原価公開は自由企業体制の理念に反するとして強く反対している。しかしコスト割れの申し立てがおこなわれると財務省は外国メーカーにその提出を求めるわけであり、外交問題を招くことも十分あり得た。実際、ギルモア・ケースに関して、データ提出からむ日米対立が七七年夏に発生していた。<sup>(10)</sup>

第三は、財務省がおこなう構成価額の算定方式が実態とかけ離れている点である。規定によれば、一般経費は直接コスト (原材料、労賃、生産費) の一〇%以上、利潤は直接コストと一般経費の合計額の八%以上とされる。

しかしつぎのような批判がありえる。すなわち、鉄鋼業は量産産業であることから、どの国でも製品単位あたりの利潤は他の産業に比較して低いのが通例である。たとえばアメリカの大手八社の平均売り上げ高純利益率は七二年が

三・四%、七三年が四・七%、七四年が六・六%、七五年が四・九%である。例外的な好況を業界が享受した七四年の利益率さえ八%を下回っている。

しかも、G A T Tの反ダンピング・コードによれば、国内価格または第三国むけ輸出価格によらない第三の判定基準を用いる場合でも「利潤としての付加額は、原則として原産国の国内市場において同一の部類に属する製品の販売によって通常得られる利潤を越えないものとする」とされている。さらに、対日関係でいうならば、日本の利益率はさきに挙げたアメリカのそれより一般的に低いことから、日本の実情にはそぐわないとの批判が日本側から出される。事実、ギルモア・ケースに対する財務省の仮決定(十月三日)を契機に、日本政府はG A T Tの反ダンピング委員会に問題提起をおこなっている(十月二十五日)。

### 三 ダンピング提訴ラッシュと行政府

行政府の奨励——間接的ではあるが——にうながされて反ダンピング提訴ラッシュが始まったが、その多くはさきに述べた「生産コスト割れ」にもとづくものであった。ソロモン・レポート発表の時点で、一九件が財務省に持ち込まれ、調査中であった。単一の業界から短期間にこれほど提訴がおこなわれたことはかつてなかった。<sup>(11)</sup>

だが、提訴ラッシュのなかで、行政府は早くも大きな壁につきあたる。ナショナル・スチールなどがE Cメーカーの提訴に踏み切る時、厳格な反ダンピング法の適用は外交的リスクが大きいに気づかされた。<sup>(12)</sup>

一〇月七日、大統領に提出された賃金物価安定委員会(C O W P S)鉄鋼レポートは、日本の製鋼ミルはアメリカに比べて生産コストが一五〜二〇%少なく、欧州ミルは米国並みであること、日本の鋼材平均販売価格はフレイト、関税を考慮しても米国ミルより五%安値で売ることができるが、欧州の場合は米国ミルよりも高くなると指摘してい

た。<sup>(13)</sup>

これが意味するところはあきらかであった。もし「コスト割れ」基準が厳格に適用されれば、その影響を一番受けるのはE C鉄鋼業であった。E Cの対米輸出は大幅に減少し、事實上、禁輸措置にも等しいことが判った。

このレポートは、外国鉄鋼業についての知識が浅いスタッフが短期間に作製したわりにはよくできていたが、誤りもかなりあった。<sup>(14)</sup>日本の技術や設備の質を過少評価し、前年度の歩留りを七五・五%と見積ったのはその一例である(日本鉄鋼連盟の調査によれば八七・六%)。

とまれ、同レポートは日米間のコストギャップを過少評価した結果、間接的ながらダンピングの存在を指摘していた。だが、行政府にとって看過しえなかったのは、対日ではなく対欧関係であった。もし、E C鋼材にダンピングありとの決定ができれば、E Cの対米輸出は事実上ストップしてしまう。このような事態は、アメリカが重大な関心を持つ農業問題について、E Cから譲歩を引き出すことを難しくする。農業問題でE Cから報復されることは、なんとしても避けたかった。

このような通商次元に加えて、この時期、ユーロコミュニティが勢いを得ていたことも無視できなかった。鉄鋼業のように政治的組織化の進んだ基幹産業が対米輸出の機会を失えば、E C諸国の政治に不安定要素を加えることになるであろう。すでにこの時期、E C鉄鋼業は大幅な過剰生産能力をかかえ、「明白な危機」に陥っていた。<sup>(15)</sup>

E Cに対するこのような外交的配慮に加えて、ダンピング提訴ラッシュは行政府にもうひとつ別の問題を気づかせた。財務省の問題処理能力の限界である。<sup>(16)</sup>ダンピング問題を扱う部局のスタッフはせいぜい一〇名程度であり、提訴ラッシュが続けばとても対応しきれるものではなかった。もしそのような事態が起きれば、業界の批判に油を注ぐことになる。



このようにして、妙案と思えた反ダンピング法の厳格適用も、現実的な解ではないことがわかってきた。だが、さきのホワイトハウスでの会議が象徴するように、大統領自身、すでに大きくコミットしており、なにもしないでは到底許される状況ではなかった。このような政治的環境のなかで、ソロモン委員会は十一月末までに即効性を備えた対応策を提出するよう、大統領から指示されたのである。

#### 四 ソロモン委員会の設置

行政府内に鉄鋼問題協議のためのグループが発足したのは七六年一月、つまり、今回の鉄鋼危機の一年半以上まえのことである。S T R、財務省、商務省、国務省の実務者レベルによるこのアドホックな集まりの目的は、M T Nへの支持を鉄鋼業界からとりつけることであり、貿易政策スタッフ委員会(Trade Policy Staff Committee)から派生したものであった。同委員会とその上部二機関、つまり準閣僚レベルの貿易政策レビュー・グループ(Trade Policy Review Group)と閣僚レベルの貿易政策委員会(Trade Policy Committee)は、七四年通商法から導き出されるすべての行政府のアクションに責任を負う組織であった。<sup>(17)</sup>

鉄鋼グループの中心は、M T N関連の問題を取り扱うということからS T R代表補のリチャード・ハイムリックと国務省次官補のウィリアム・バラクラフであった。<sup>(18)</sup>しかし鉄鋼問題が国内政治化の様相を呈し始めると、これまでと同じ活動範囲ではすまされなくなった。カーター大統領は、国内対策をこのグループに検討させるか、それとも別のグループにさせるかの選択を迫られた。

結局、大統領は、自分の強い決意を印象づけるためにも、後者の道を選んだ。これがソロモン委員会である。九月

二九日の記者会見で大統領はつぎのように述べている。

(この新しい鉄鋼グループは)鉄鋼問題に精通しているソロモン財務次官に率いられており、かれはストラウス S T R 代表、シュルツ大統領経済諮問委員会委員長、マーシャル労働長官、クレプス商務長官と協議に入っている。<sup>(19)</sup>

もっとも、これは表面的なものであった。ソロモン委員会は、ハイムリック S T R 代表補の協力を得て、ソロモン次官を中心に運営される。では、なぜソロモンが選ばれたのであるうか。国内政治化されたとはいえ、問題の核心部には対日欧通商関係があり、また M T N が陰にかかわって来てもいた。この意味でストラウス代表が積極的な役目をはたすこともあり得た。まして、かれはカーター政権内の実力者であり、大統領から個人的信頼を得ていた人物であった。<sup>(20)</sup>

この問題を考えるには組織とパーソナリティの次元を重ね合わせることが必要である。まず前者についていえば、財務省が反ダンピング法を所管する行政官庁であった点が指摘される。さきに述べたように、財務省は当該商品が公正価額未滿で輸入されたか否かを調査、判定する立場にあった。また I T C が国内産業被害に肯定的判断を下すと、財務長官はダンピングが最終判断されたことを官報に公告し、関税局を通じて反ダンピング税を査定、徴集する立場にあった。行政府内に、不公正貿易への対応には反ダンピング手続きを中心とした法的アプローチが適当との基本的コンセンサスがあった以上、財務省が第一の部局と考えられたのは当然であった。

つぎにパーソナリティの次元である。まず、ソロモン自身、一九六八年の日欧による対米自主規制のとき國務次官補として深くコミットした人物であった。また、鉄鋼問題に詳しいことに加えて、国際貿易の経済的、政治的側面に明るい人物として、行政府の内外で高い評価を受けていた。

ストラウス代表が財務長官のブルメンソールと不仲であったことも指摘される。ストラウスは、自分がSTR代表に指名されることに反対したブルメンソールと積極的に協力する気などなかった。

ストラウスはまた、鉄鋼問題の前に、日本とのカラーテレビO.M.A交渉に深くコミットしていたが、それよりも政治的に複雑にみえる鉄鋼まで手を伸ばす積極的な理由はなかった。鉄鋼業界はMTNを「政治的人質」にする戦術をとってきており、STR自身、OECDでの場を設定することでこれに対応してきた。しかし七七年秋の問題は、多国間協議の推進といったことでは対応できるとは思えなかった。即効性のある国内的対応には環境問題、税制、労働者への援助なども必要なはずであったが、それらはSTRの守備範囲ではなかった。

実際、ストラウスはこの時期、MTNの問題で手一杯であった。七月一日、ストラウスはECのジェンキンス委員長と協議をおこない、翌年一月十五日までの具体的交渉スケジュールを関係各国に提案していた。仮に、ストラウスが責任者としてまとめた鉄鋼救済策が業界や議会の支持を得られない場合、その影響はMTNにまで及ぶことは必ずであった。MTNと当面の鉄鋼救済策とをひとまず切り離すことが、STRにとっても、ストラウス個人にとっても、得策であった。

さてソロモン委員会はわずか数週間のうちに一連の鉄鋼政策を大統領に勧告するが、その際の政策パラメーターは政策決定の識闘は、つぎのように要約できよう。

- (一) 高揚しつつある保護主義的気運に対処するためには大胆な内容でなければならぬ。
- (二) 輸入問題のみならず、幅広い領域をカバーした施策でなければならない。その眼目は近代化促進のための投資を刺激することにある。
- (三) しかし、輸入問題に対する明確なコミットメントがない場合、他の政策勧告の如何を問わず業界、議会を納得さ

せられないだろう。この意味では輸入対策がもっとも重要といえる。

(四) 輸入対策として数量規制そのものは考慮しない。米国市場での「健全な競争」をゆがめるようなコミットメントは論外である。「不公正な競争」を防止するという大義名分とロジックが不可欠である。

(五) 不公正な競争を排除するために、行政府は反ダンピング法の利用を業界にすすめてきた経緯がある。しかし厳格な適用は、とりわけECからの輸入を事実上禁止することになりかねず、無理である。一方、日本に対しては、その競争力からいっても一定の譲歩を求めざるをえない。しかし極端な差別はさけなければならない。

(六) 輸入対策は業界の収益改善をもたらすものでなければならぬ。しかしインフレ抑制という観点からも、業界に値上げのフリーハンドを与えるようなものであってはならない。

(七) 「不公正な競争」の排除と国内価格支持の両機能を、反ダンピング法の枠内で解決しうる方法はないか。

(八) 鉄鋼業界に永続的な支援を約束するような政策であってはならない。あくまでもアドホックな政府介入ということを明確にアピールする必要がある。

## 五 ソロモン・レポート、TPMの概要

さて、ソロモン・レポートの概要は以下のとおりである。

### (序文)

米国鉄鋼業は競争上の地位の低下、輸入品の進出、収益の大幅低下に加えて競争力維持のための近代化投資の必要性、多額の公害対策の支出を必要とするなど、深刻な問題に直面している。

### (第一章 政府の対策が必要な理由)

米国内最大産業の一つであり、基幹産業である鉄鋼業の生産力が大幅に低下することは米国経済の将来を危くし、雇用削減と工場閉鎖の影響を受けた地域社会に壊滅的な打撃を与え、さらに前例のない数多くの反ダンピング提訴が国際貿易関係を脅かしている。

### (第二章 アメリカ政府の目標)

政府は、鉄鋼業救済のための政策と産業問題に於ける政府関与の限界を明らかにするため、下記の目標を設定した。

- (一) 鉄鋼業の効率を促し、公正な競争が行えるように援助すること。
  - (二) 鉄鋼業及び労働者双方にとって市場情勢に適應するための負担を軽減することに対し援助すること。
  - (三) 税金・投資・財政上の適切な援助を通じ工場設備の近代化に対し効果的な刺激を与えること。
  - (四) 米国市場に於ける健全な競争を阻害しない方法で輸入品による不公正な競争からの救済を促進する。
- これらの鉄鋼業のための包括的な政策決定に際し、政府は(1)鉄鋼業界の決定に直接関与することを避ける、(2)インフレを刺激するような対策をとることを避ける。

以上の諸目的を達成するためには鉄鋼業界、労働者、政府の一致協力した努力が必要である。

### (第三章 鉄鋼業のための政策プログラム)

鉄鋼業のために勧告する政策は、以下の五つのカテゴリーに分類できよう。

- (一) 不公正貿易慣行からの救済——TPMの導入
- (二) 近代化、投資の促進——総合減税法案、新設備に対する償却期間の短縮(一八年→一五年)、商務省経済開発局による中小メーカーむけ産業融資保証の拡大

- (三) 環境政策基準・手続きの合理化、弾力的運用  
 (四) 失業対策・地域社会対策——調整援助の実施  
 (五) その他の一般的措置——共同事業・合併に対する司法省の反トラスト法適用の意向をメーカーに迅速に通知する。研究開発に対する連邦政府資金の投入、鉄鋼業に関する輸送体系の能率改善・コストの引き下げ

### (結論)

鉄鋼業の問題と改善策を継続して協力的に検討することを保証するための機構として産業、労働、政府の各代表からなる三者委員会の設立を勧告する。

以上がソロン・レポートの概要であるが、つぎにTPMに焦点をあわせよう。TPMの中心をなすトリガー価格の決定方法と運用方法の概要はつぎのとおりである。<sup>(22)</sup>

### 〈A トリガー価格の決定方法〉

トリガー価格は、財務省が下記のラインで決定する。(i)もっとも効率的な輸出国(現在は日本)の炭素鋼および合金鋼材の単位当たり生産コストを、入手可能な最善の証拠に基づいてそのときどきの価格と為替レートで推計する。こうした証拠は、日本の炭素鋼大手メーカーが定期的に作成する財務諸表、日本の大手メーカーが財務省に各社合計し、平均化した形で提出することに同意したコスト資料のほか、日本の鋼材生産に使われた労務費、原材料費および資本費の資料よりなる。算出される「生産コスト」は従来の労務費、原材料および直接経費ならびに一般管理費および資本費を含むものとする。(ii)国際的に認められた鋼材の分類に従って品種のグループを設ける。(iii)生産コスト構成項目および通貨価値の変動を反映するように四半期ごとにトリガー価格の調整が行われる。(iv)四半期ごとの調整の際に、各鋼材のトリガー価格をその鋼材の総生産コストの上下5%以内に設定する。

このため、一時的かも知れない生産コスト構成項目の急激な変動によってトリガー価格は影響されない。(b)トリガー価格は輸入品の原産地いかんを問わず、すべての輸入鋼材について同一とし、CIF価格ベースとする(日本からの米国内主要輸入地域への輸送費と、品種ごとの保険料が生産コストに加算される)。(c)ステンレス鋼は輸入数量規制が実施されているので本制度の対象外とするが、合金鋼には適用する。(d)通常米国で「スチール・ミル・プロダクツ」と従来から定義されているもの限り、この制度の対象とする。

### 〈B TPMの運用〉

(i)税関が本制度を運用するため特別作業班を設置する。(ii)輸入業者に対して、すべての輸入鋼材の輸入に際して新たに、「鉄鋼特別税関インボイス」を提出することを義務づける。このため施行規則案が近く公表され、公聴会が開催される。このインボイスには鋼材の表示、当該輸入鋼材の取引価格の算定に用いられた基礎価格および主要なエキストラを記入する欄が設けられる。(iii)前記インボイスに記載された総価格とトリガー価格が輸入港で比較され、トリガー価格を下回っていれば、その情報は直ちに財務省に送られ、更に調査が行われる。必要とあらば数週間以内に正式のダンピング調査が開始される。(iv)従来のダンピング調査(複雑なケースを除き)手続きでは、一三カ月余の期間を要したが、この制度により六〇日ないし九〇日以内に短縮できることになる。関税評価差止め措置は従来どおり「仮決定」の段階で行われる。

では、このような仕組みのTPMに、行政府はどのような効果を期待したのであるうか。レポートはつぎのように述べている。<sup>(23)</sup>

トリガー価格制度は、鉄鋼業界が、現在、輸入鋼材の「公正価額」以下での販売でこらむっていると主張する被害を、大幅に除去する結果となるはずである。一方で、これは国内鉄鋼メーカーが新たなアンチ・ダンピング提

訴をする必要をなくし、現在調査中の提訴案件の迅速な撤回を促進するはずである。財務省は省内の人手をこのトリガー価格制度の運用にさくため、同時に数多くの本格的ダンピング調査を進めるのは難かしくなる。この制度はすべての利害関係者に対し価格の動きについて常時、そのときどきの情報を提供することによって、違反行為の迅速な調査が行なえるようになっていく。

トリガー価格制度実施により、米国業界が不公正な価格の輸入によって受けている問題を急速に改善すると予想される。業界は国内市場の失地回復がかなりできるはずである。しかし、どの程度輸入水準が低下するか、正確なところ国内鉄鋼メーカーの価格動向いかんにかかっている。国内メーカーが大幅に値上げすればするだけ、失地回復の幅はせばまることになる。米国メーカーにとって予想したように出荷が増加すれば、その結果、鉄鋼業界の雇用水準が高まり、稼働率が上昇して、それに伴う生産コストの低下という利益をもたらすことになる。

右の引用文のうち、第一パラグラフの意味は明解で特に付け加えることはない。第二パラグラフはいささかまわりくどいが、その意味するところは以下のようなものである。TPMによって企業の収益改善が期待されている。しかし、行政府は、国内メーカーを輸入鋼材との競争から無条件に保護することを意図してはいない。TPMはあくまでも「不公正な安売り」の防止を目指している。もし海外メーカーがトリガー価格を下回って販売すればペナルティが科せられるが、トリガー価格はもっとも効率的な海外メーカーの価格から算出されるため、国内メーカーが大幅な値上げをすればするほど、トリガー価格との差が広がり、輸入鋼材の方が優位になるであろう。

このような仕組みが、TPMの最大の特徴であり、従来の各種アプローチと異なるとされる所以である。と同時に、TPMがまさに政治的解であることを端的に示している。



TPMが相反する利害の均衡点を追求したその姿はつぎのように描かれよう。——現実の政治情況が政策決定の振り子を企業収益の改善⇨国内価格支持にむかわせる一方で、インフレ抑制⇨市場競争原理の確保も重要な政策目標であった。また、輸入防圧に一定の譲歩が不可避な情況のなかで、MTNの成功⇨自由貿易の促進も重要なマクロの目標であった。このような構図のなかで一定の均衡機能を期待されたのがTPMという制度であり、それを背後で支えるロジックが「不公正貿易の防止」にほかならなかった。

## 六 政治的解としてのTPM

TPMの有効性⇨政治的均衡機能は、実際に設定されるトリガー価格によって左右される。つまり、TPMの政治的有効性は価格の関数なのである。TPMが低いと国内メーカーの不満が高まる。逆に、高すぎると海外メーカーが不満をつのらせ、国際通商、外交関係に波及する。

TPMの有効性をみるには、少なくとも二つの段階にわたるのが適当であろう。というのは、ソロモン・レポートそのものには、具体的な価格は設定されていないからである。主要輸入鉄鋼製品一七品目のベース価格が発表されたのは翌年の一月三日である。また、輸入業者による特別鉄鋼通関申告書の提出義務が発効したのは二月二一日以降である。

本章では、二段階の前半部、つまりソロモン・レポートの勧告内容（TPMでいえば制度の大枠）に対してどのような支持なり批判が国の内外から出されたかを検討する。第二段階、つまり、TPMの価格が実際に設定されての動きについては、このうち第四章で取り上げる。

ソロモン・レポートの内容は大統領に提出されるまで秘密にされていたわけではない。十一月に入るとレポートの

内容に関する報道記事が出始めた。レポート公表にさきだち、U S スチール社のロデリック会長は伝えられる新制度——当時は「レフフランス・プライス（基準価格）制度」と呼ばれていた——についてつぎのように語っている。(一) 基準価格が公正なものでこの案が強力に実施されるならば、これを支持してもよい。ソロモン案が効果のないものであれば、U S スチールを含む米国鉄鋼業界は輸入鋼材の八〇%〜九〇%を対象とするダンピング提訴をおこなうことになる。(二) ソロモン案が満足のゆくものとわかれれば、現在の対日ダンピング提訴は不必要となろう。(三) 基準価格を日本の生産コストに合わせることはE C を「ただ乗り」させることになり、公正ではない。また基準価格を五%下回ってもよいとすることは日本、E C 相方をただ乗りさせることになる。(四) 基準価格は生産コスト、運賃に八%の利潤を加えたものとすべきである。<sup>(24)</sup>

つぎに労働組合の反応である。十二月二日、U S W のマクブライド委員長はソロモン勧告に原則的支持を与え、つぎのような声明を発表している。アメリカ鉄鋼業が国内市場を失ってきたのは、生産コストを下回る価格でのダンピング輸出によるものであり、こうしたダンピングによって輸出するという不公正な取り引き慣行から国内鉄鋼業を守るのは米国政府の責任である。U S W の目的は、ただちに組合員を職場に戻し、長期にわたり失業から保護することにある。ソロモン勧告はこの目標達成の必要性を政府が認めたものとして歓迎するが、この勧告がU S W の目標を達成できるかどうか現時点では断定できない。

以上の基本的立場に加えて、同声明は、新制度が当初の目標を達成できない場合は二国間取り引き協定を要求するとともに、議会に数量規制の立法措置を求めるであろうと述べている。<sup>(25)</sup>

このように、業界・労組の姿勢は原則的支持ということであり、用心深く成り行きを見守るということであった。肝心のトリガー価格が最終決定されていない以上、これはいわば当然であった。

TPMに対する批判や疑念も当然起きた。その代表例としてウォール・ストリート・ジャーナル紙の鉄鋼問題担当記者デービッド・イグナチアスの批判を挙げておこう。ソロモン案は国際価格協定 (International Price-Fixing Agreement) の疑いがあるとしてつぎのように述べている。<sup>(26)</sup>

(一) 基準価格の設定により、対米輸出業者は大幅なディスカウントができなくなり、米国バイヤーは特に輸入品を買うインセンティブがなくなる。こうして輸入が減り、国内メーカーへのディスカウントへの圧力が除かれることは、国内メーカーによって利益と考えられる。

(二) しかし長い目でみると、この方法は米国鉄鋼業にとっての「脅威」ともなりかねない。かりに、国内メーカーが来年早々値上げを実施しようとした場合、政府は従来のように抵抗を試みるかわりに基準価格を据え置き、安い外国輸入を増やすことで対処できる。結果的にこれは政府に価格決定権を与えることになり、業界の命取りにもなりかねない。

(三) 米国鉄鋼業のかかえる輸入問題の根底には「鉄鋼の国際化」がある。鉄鋼が商品として国際化した結果、コークや銅と同じく、世界経済が不況になれば大幅なディスカウントが実施され、世界経済がブーム化すれば価格はプレミアム付きの水準にあがることになる。このように、価格の上下変動は自由市場の特性であって、国内メーカーが対米輸出業者の値下げを不公正な競争とするのは当を得ない。

(四) 米国鉄鋼業は激しい国際競争により再編成を余儀なくされており、弱いメーカーが淘汰されようとしている。この移行期の人的犠牲は厳しいものであるが、生きのびるのはもっとも効率の高い工場となるはずで、将来だぶつきのなくなった市場では値上げも今ほど難しくない。その結果、将来の設備近代化と成長を可能にする利潤を上げられるはずである。

(五) 以上、カーター政権も鉄鋼業界も、自由市場への介入は長期的には誰のためにもならないということ念頭に置いて、基準価格決定をあわせておこなわないことが肝要である。

つぎに日本とECの反応についてである。TPMはアメリカ政府によるユニラテラルなアクションであり、外国政府との合意が必要とされたわけではない。しかし実際には、日欧の「協力」が得られなければ、その政治的解の有効性は半減するはずであった。

日本の業界は、当初、アメリカ政府は必ず自主規制を認めると予測していた。実際、USスチール社の大型対日提訴を予期して、日本鉄鋼連盟の稲山会長は、日本は七十七年度末までに一方的な自主規制をおこなう準備がある旨、明言してもいた。<sup>(2)</sup>これは、財務省がUSスチールの提訴の取り上げを決める前に問題を処理したいという明確な日本側業界の意志表示であった。USスチール社が提訴に踏み切ったのはアメリカ政府が数量規制アプローチを取ろうとしなかったためであり、したがって日本が一方的な規制に踏み切れば、提訴は取り下げられるだろうと、日本側業界は考えたのである。

しかしこのような日本側の期待にもかかわらず、事態は悪化の気配を一層濃くしてゆく。USスチールの提訴(九月二〇日)につづき、一〇月三日にはギルモア社の対日ダンピング提訴に対し、平均三二%のダンピングがあったとの仮決定が下されたのである。

このような情勢のなかでTPMの導入が勧告されたのである。日本側は、トリガー価格の算出に必要なデータの提出に協力的姿勢をもっていどんだ。日本は対日提訴が取り下げられることをTPMに期待したことはないまでもない。またTPMによって、いつ、どのような理由で提訴されるかわからないという「悪夢」から解放されることを期待し

た。

TPMはECに対して有利であろうことを日本は知っていたが、業界はその不公平さを批判するよりも、米欧に譲ることによって価格体系を維持することの方が現実的であると考えた。日本がアメリカ市場で「突出」することは好ましくないと業界首脳は判断したのである。これは、この時期、日本の国際競争力が抜群であることからとれた態度であった。

このような抑制的、協動的姿勢は一月に発表されたトリガーの価格そのものが「まず納得できる線」であったことで一層強化された。トリガー価格は、日本の鉄鋼大手各社の主張していた水準にそれほど遠くないレベルに設定されたのである。<sup>(28)</sup>

ECもまた、反ダンピング手続きに予測性がもたらされることを期待する一方で、TPMが従来の貿易のパターンを大幅に変えるのではないかと危惧した。しかし、EC自身も七八年一月から「ベージック・プライス制度」と二国間協定による輸入規制を導入した手前、自由貿易の堅持を前面に押し出してTPMを批判できる立場にはなかった。ECもまた、重要な輸出市場であるアメリカでダンピング問題が泥沼化し、鉄鋼紛争が拡大することはなんとしても避けたかったのである。<sup>(29)</sup>

以上検討したように、TPMは内外の利害主体に一定の満足を供す可能性を秘めていた。実際、それを証明するかのよう、USスチール社は二月二八日に対日ダンピング提訴の撤回を表明、財務省につきのような書簡を送っている。「現時点で財務省がUSスチール社の提訴に関し調査を実施し、かつ決定を下すと同時にTPMを実施することは、財務省の人員と時間的余裕からみて不可能であろう。かかる事情を考慮し、対日ダンピング提訴の撤回に同意する」<sup>(30)</sup>(マンダイン法律顧問宛書簡)。

確かに、TPMは鉄鋼危機の解毒剤として作用し始めたのである。しかしそれがどの程度有効であるかは、四半期ごとに改訂される予定のトリガー価格の如何によるはずである。これについては、第八章のところで論ずるとして、その前に、もうひとつの争点、つまり業界のセクター別交渉、多国間協定要求についてみなければならない。これが次章のテーマである。

- (1) *Report to the President: A Comprehensive Program for the Steel Industry*, December 6, 1977. 『米国鉄鋼業救済計画に関する大統領宛報告書』日本鉄鋼連盟調査部訳(以下、ソロモン・レポートと略称)。
  - (2) 「米国鉄鋼業のダンピング提訴問題」『鉄鋼需給の動き』一九七七年一〇月号、五一頁。
  - (3) 『通商弘報』一九七七年一〇月三日、同右。
  - (4) 主として『通商弘報』一九七七年一〇月一七日、『鉄鋼需給の動き』前出、五一—五四頁による。
  - (5) Congressional Steel Caucus, internal papers, "Actions Taken by the Congressional Steel Caucus" 1978 in Michael Borrus "The Politics of Competitive Erosion in the Steel Industry", John Zysman et al. eds., *American Industry in International Competition*, 1983, pp. 91-92.
  - (6) 『鉄鋼需給の動き』前出、五四頁。
- ここで反ダンピング法に対する業界の批判、問題点について要約しておこう。(一)手続き自体があまりに煩雑であり、輸入急増に対して迅速な対策がとられないこと、(二)特定の鋼材を指定しなければならないために、ある品種についての手続きが始まると、外国メーカーは当初の調査対象品種以外のものに転換することができ、結局、実効性がうすくなる、といった批判である。「ソロモン・レポート」八一—九頁。実際、国内メーカーは輸出国の国内市場価格、第三国への販売価格あるいは「構成価額」、および当該輸入の国内産業への被害を疏明する資料を集める必要があった。現行法によれば、財務省みずからの判断によって反ダンピング手続きを始めることも可能であったが、現実には、私人による申し立てを待って開始されることが常態であった。また、規則どおりに処理されれば一三カ月以内に完了するはずであったが、実際にはそれ以上の時間を要することが

- 多かった。結局、このような手続きの長期化に伴なう「不安定さ」は外国メーカー、輸出、輸入業者、国内消費者の事業計画に支障をきたすことになる。これら反ダンピング法に関連した議論はさらに以下で詳しく述べられている。高田昇治著『アメリカ通商法の展開』一九八二年、二二七—二三三頁。II章の注(27)をも再度参照のこと。
- (7) Borrus, *op. cit.*, pp. 92, 96.
- (8) 『鉄鋼需給の動き』前出、四六頁。
- (9) 同右、四七—四八頁、による。
- (10) この時期の日米鉄鋼紛争については以下を参照。I・M・デスラー、佐藤英夫編『日本経済紛争の解明』特に五七—五九頁。第四章の注(30)をも参照のこと。
- (11) 「ソロモン・レポート」七頁。財務省法律顧問ロバート・マンダインによる既存の手続きとTPMの比較論をも参照参照。Robert H. Mundheim, "Steel Imports: U. S. Policy Under the Carter Administration" in *Free Trade, Fair Trade, and Protection: The Case of Steel*, Kent State University Steel Seminar, 1978, pp. 100-113.
- (12) Robert W. Crandall, *The U. S. Steel Industry in Recurrent Crisis*, 1981, pp. 42-43; Borrus, *op. cit.*, p. 95.
- (13) COWPS Report, 1977. 『鉄鋼需給の動き』前出、四九頁。同レポートに対するアメリカ業界からの批判(スピアAISI会長)があったことも指摘しておこう。以下は批判の要点である。(一)鉄鋼の値上げはインフレを促進するというが、仮に六%の値上げをしても卸売価格を〇・二%引き上げるにすぎないから、正確な結論とはいえない。(二)原料が国内で生産されることを考えると米国の生産コストはECにくらべ幾分有利、日本にくらべるとわずかに不利といえる。しかし輸入経費がレポートのいうとおり、トン当り四七—七二ドルとすれば、ECも日本も米国市場で米国製品と到底競争できないことは明らかである。(三)レポートは全般的に公平であるが、日本が原料の点でトン当り五ドル有利というのは間違った想定である。(四)日本、西独、イタリアの政府援助が総コストの1%に満たないというが、これは大きな間違いでこれら諸国のメーカーは政府援助なくしてはやっていけない。『通商弘報』一九七七年一〇月一五日。
- (14) 川人清氏の発言『日本鉄鋼輸出組合月報』一九八一年一月号、四頁。

- (15) 以下の一連の対EUコンセンサスについては以下に詳述する。Crandall, *op. cit.*, Borrus, *op. cit.*, p. 95, Michael W. Hodin, "A National Policy for Organized Free Trade, or How to Cope with Protectionism" Ph. D. dissertation, Columbia University, 1979, pp. 353-356. トムラー＝佐藤編「前出」七二頁。
- (16) トムラー＝佐藤編「前出」七一頁。Hodin, *op. cit.*, pp. 95-96; Mundeim, *op. cit.*, p. 103.
- (17) Hodin, *op. cit.*, p. 323; Stephen D. Cohen, *The Making of United States International Economic Policy, 1977*, pp. 51-52.
- (18) Hodin, p. 323. ハイムリックは七月に開催されたOECDでの鉄鋼協議(次章で詳述される)のアメリカ代表を務めてゐる。この時期のカーター政権の基本的立場についてのハイムリックの発言は以下で知ることができよう。"Search On for Steel Trade Solution" *American Metal Market*, August 4, 1977.
- (19) *New York Times*, September 30, 1977. 『通商弘報』一九七七年一〇月三日。
- (20) Hodin, *op. cit.*, pp. 326-327. トムラー＝佐藤編「五五—五六、六八—七〇頁。
- (21) 主に以下のものを利用した。「最近の米国における輸入制限動向」日本鉄鋼輸出組合資料、昭和五二年一二月、九一—九五頁。
- (22) 主に以下のものを利用した。石崎辰雄「日米鉄鋼問題」『経済と外交』一九七八年三月号、二〇—二二頁。
- (23) 「ソロモン・レポート」一一頁。
- (24) 『通商弘報』一一月二五日。
- (25) 同右、一二月七日。
- (26) 『通商弘報』一九七七年一一月二五日。この種の論調はTPM以前から存在した鉄鋼業批判——カルテル批判や長期的視野からの構造改善を強調する立場など——から、いわば当然導き出されるものであった。たとえば以下の記事をみよ。"Crisis Deeping in American Steel" *New York Times*, September 25, 1977 [カーネギーメロン大学のリチャード・サイアート学長(孫河)の"Quota Could Lead to Cartels" *Common Stock Reporter*, September 19, 1977 [ペンシラン州立大学のウォルタ



「アダムズ教授のITCでの発言」。なおディストリビューター、バイヤー筋の反応については以下をも参照のこと。『通商弘報』、一月二八日。「最近の米国における鉄鋼輸入制限動向」前出、一五—一七頁。ITCの動き(ITCは六月二日に特殊鋼数量規制措置見直しの調査を開始、九月七日には公聴会を開催している)については以下を参照。『通商弘報』一月二十九日。

特殊鋼見直し問題も行政側側に対する圧力としてインプットされた。それはヴァニック委員長の大統領書簡(九月三〇日付)の冒頭で「規制の継続」が強く求められていたことに端的に示されている。特殊鋼問題も「行政側への圧力チャネル」として機能したとの説明が、より正確であろう。

(27) 日本経済新聞、九月二〇日付(九月一九日の記者会見記事)。

輸出自主規制アプローチには前回の鉄鋼紛争の折、コンシューマーズ・ユニオンから独禁法違反で提訴された(一九七二年)経緯がある。行政側の判断にこの「教訓」があったことはいうまでもないが、それとともに前回の自主規制が鉄鋼業界の投資意欲をかりたてたものではなかったという「教訓」の重みも指摘する必要がある。自主規制についてはⅢ章の注(4)を参照のこと。

(28) 財務省が発表したトリガー価格をもとに算出すると、東海岸での関税などを加えた加重平均輸入価格は、一トン当り三三〇ドルで、米国内の公示価格より五・七%低いとの理由による。「我々が提出した生産コストを参考にして算出したと思う」(阿部新日鉄副社長)、「従来の対米輸出がダンピングでなかったことが証明された」(桑江川崎製鉄副社長)といった反応が記事に掲載されている。もっとも、規格、サイズなどによって加算するエクストラ価格の内容が未発表などの不確定要素もこの時期あった。日本経済新聞、昭和五三年一月五日付。

なお、USスチールのロデリック会長はトリガーの平均価格は三六〇ドルが公平な水準であると述べた経緯もあるが、両者の積算根拠は異なっているので単純な比較はできない点に注意する必要がある。『通商弘報』一九七八年一月六日。

(29) たとえば以下をみよ。『通商弘報』一九七七年一月二七日(米国の鉄鋼価格基準指標価格に対する西欧諸国の反響)、同一二月八日(米国の鉄鋼基準指標価格に対するECの反響)。

(30) 『通商弘報』一九七八年三月四日。

## Ⅶ OECD 鉄鋼委員会

TPMの導入によって行政府への圧力はひとまず沈静にむかった。だがカーター政権にはもうひとつ課題が残されていた。MTNに対する支持を、いかに鉄鋼業界、議会から調達するかである。

TPMは支持調達の必要条件ではあっても、十分条件ではなかったのである。ソロモン勧告には、業界の多国間協定要求に直接応える内容は、含まれていなかった。

ソロモン・レポート発表の翌月(七八年一月)、MTNでは日、米、EC、北欧諸国が関税、非関税、農産物に関するイニシャル・オファーを提出している。また四月に開かれた日・米・ECの非公式閣僚レベルの会合で、七月中にMTNを実質妥結させるとの合意が生れている。MTNをめぐるこのような新局面は、鉄鋼業界、スチール・コーカスの支持を、行政府にとって愁眉の急とさせるに十分であった。

いうまでもなく、このような状況は行政府に圧力をかける好機となる。それを端的に示すものとして、上院議員二人連署の、ストラウスSTIR代表宛の六月三〇日付書簡がある。グレン、ハインツ、ランドルフ、シュワイカー等のスチール・コーカス議員が名を連ねたこの書簡は、業界・労組の意を体して単刀直入につきのよう述べている。<sup>(1)</sup>

われわれが憂慮するのは、ジュネーブでの交渉で鉄鋼関税を四〇%引き下げる提案がなされたという報告である。このような関税引き下げ合意が、鉄鋼セクター別交渉になら進捗のないままなされるとしたら、MTN協定についての議会の同意に悪い影響を及ぼすに違いない。……必要なことは、鉄鋼輸出諸国に、鉄鋼貿易をモニターする協定(international steel monitoring agreement)の必要性を認識させることである。単に協議を継続する

といった合意ではなく、国際鉄鋼貿易についての長期的解決の基礎となるようなコミットメントこそ肝要である。<sup>(2)</sup>

この書簡のメッセージはあきらかである。鉄鋼多国間協定交渉に進展がないならば、MTN協定の議会承認は保障されないとのことである。もっとも、このような動きは、業界のMTN人質戦略として以前から予想されていた。<sup>(3)</sup>要するに、MTNが大詰めにさしかかってきたために、政治の前面にでてきたのである。もちろん行政府として、この問題をなおざりにしてきたわけではない。以下、行政府の対応過程とその結果——OECDにおける多国間協議——に筆を進める。<sup>(4)</sup>

### 一 OECD鉄鋼特別部会の成立

GATTでのセクター別交渉に日欧が強く反対したため、七六年末からアメリカ政府はGATT以外の場を求めて日欧に働きかけを開始した。しかしこの時期はフォードからカーターへの政権移行期と重なっていたため日本、ECにはこのような政治的空白期に具体的なコミットメントをする意図はなかった。歯車はカーター政権の誕生をまわって作動、七七年四月における米・日・欧間の事前折衝を経てひとつの結論に達する。OECDでの多角的調整である。

アメリカの強い要請により、七七年五月のOECD理事会に、アドホック・グループ——鉄鋼特別部会——設立のための事務局原案が提出され、討議された。その結果、同部会はOECD事務局長直屬とし、その召集は事務局長がおこなうものとされた。また、以下の要件が満たされることを前提に承認された。すなわち、第一回の会合は事務局による鉄鋼業に関する事実調査が完了し、米、日、EC間の事前折衝で付託事項 (terms of reference) に合意が成立し、かつ、開催日について関係各国が合意したときに開かれる、とされた。

アメリカはこの特別部会を、鉄鋼業の直面する構造的問題（過剰設備問題など）および循環的問題（不況下での低価格輸出問題など）を討議する場として位置づけ、積極的に関与してゆく。

部会設置の事務担当にはOEC D事務局次長のチャールズ・ウットンが就任したが、彼はアメリカ国務省出身であり、アメリカ政府の意向をかなり体していたと思われる。彼は、部会設置承認直後に情勢把握のためアメリカにもむいているが、その際、ドラフト段階での米鉄鋼協会による『国際鉄鋼貿易の経済学』（これは第三章で述べたように対日・EC批判のための理論武装の書という性格を持つ）に目をとおし、その主旨を十分把握してOEC Dに戻ったと推察される。

さて鉄鋼部会は七十七年七月から七十八年九月の間に計七回開かれるが、その性格はあくまで暫定的なものとされ、最初の作業として、世界鉄鋼業の情勢につき事実調査するマンドレート（権限の委譲）を与えられただけのルースなものであった。事実、第一回の会議では事務局が用意した調査報告書（The Situation in the Iron and Steel Industry, June 1977）を中心に進められた。<sup>(1)</sup>

鉄鋼部会はアドホックな協議体ではあったが、それでも事態は進展してゆく。ひとつは、情報収集システムの発足である。

多様な情況認識、利害を持った主体が構成するマルチの場では明確な情報が不可欠である。しかし実際には各国間に大きなバイアスがあり、またタイム・ラグをとめないがちである。アメリカは「モニタリング・システム」という名前を原案として持っていたが、ECはその語感が「監視」を連想させるとして強く反対、結局アメリカは制度のすみやかな発足を重視して、「情報収集制度」(system for gathering information) といふ呼び名を本会議に提案、合意された。<sup>(2)</sup>

第二は、先進国鉄鋼業の直面する問題についての共通認識が、ひとまずもたらされた点である(第二回会合)。

すなわち、OECD加盟国の鉄鋼業は深刻な不況に直面しており、雇用水準や経営状態に大きな問題が生じつつあること、その結果、一部の国は緊急の対策に迫られていること、また、世界的な能力過剰問題は長期化の様相を深めつつあるが、これに鉄鋼業が有している景気循環的性格が加わり、景気後退期における苦況は将来もくり返されるであろう、という認識である。そしてそれを受けて、(一)国際貿易の発展、(二)鋼材の価格決定、(三)世界鉄鋼業における構造変化、の三点が次回会合の優先議題とすることが了解され、政策論議への足がかりが生まれたのである。

第三は、以下のような原則がコンセンサスとして生み出されたことである(第三回会合)。

(一) 構造調整、近代化が長期的に必要であり、これに対して持続的に優先的な注意を払うべきである。その過程は困難をともしない、また時には苦しみをともなうが、メンバー国は国際的な枠組みのなかで協調すべきであり、調整の重荷を他国に転嫁することは避けるべきである。

(二) いかなる応急措置も、国際貿易の自由かつ公正な流れおよび世界の鉄鋼業を合理化するための長期的必要性と整合性のあるものでなければならぬ。鉄鋼業の基本問題のいかなる解決も、量的な規制に依存することによって見出すことはできない。

(三) 価格の問題は特に留意されるべきである。需要低迷期には価格が下落し、赤字販売の傾向が出てくるであろう。このような時、どの国も自国の生産と雇用に損失を与えてまで不当な低価格による大量の輸入を受け入れることはしない。しかし、こうした輸入に対するいかなる措置も、従来の貿易パターンを考慮したものであるべきである。<sup>(7)</sup>

以上みたように、OECDの場では第三回会合が終った時点で、ひとまず議論の大枠が定まり、実質的な協議段階

にはいる準備が整ったかの感があった。しかし事態はOECDの枠外で急展開をみせる。米、ECは切迫する国内(域内)の状況に対し、あらたな政策対応を迫られていた。その結果がアメリカのトリガー価格制度であり、ECベールシック・ブライス制度、二国間協定にほかならない。

TPMについてはすでに前章で述べた。一方、ECは七七年当初より着手した危機対策(シモネ・プラン、第一次ダビニオン・プラン)によっても域内需給、価格が改善されなかった。そのため、EC業界は輸入鋼材に対する価格、数量両面の規制措置をEC委員会に求めた。EC外相理事会は七七年一二月、ベールシック・ブライス制度および二国間アレンジメントを決定、七八年一月からベールシック・ブライスを下回る輸入に対しては暫定関税が賦課されることになった。また、域内における最低価格制度や企業別出荷割当ても実施に移された。<sup>(8)</sup>

このような米、ECの鉄鋼政策と併行して、OECDの鉄鋼フレームワークにもうひとつ刺激が入力された。MTN(東京ラウンド交渉)の本格化である。

## 二 MTNの進展とOECD鉄鋼協議の常設化

アメリカ政府は、「ソロモン・レポート」によって、国内圧力をひとまずかわし、政治的モラトリアムを手に入れたが、この時期、ジュネーブでは本格的な東京ラウンド交渉が開始されようとしていた。(MTNとOECD鉄鋼協議の主要イヴェントについては表10を参照)

これよりさき、MTNの成功をうたったロンドン・サミット(七七年五月)合意をフォローアップすべく、ストラスウースTR大使は七月にECのジュネクス委員長と会談、翌七八年一月十五日頃までに以下の四段階の交渉プロセスを完了させるとの了解に達していた。(一)関税交渉プランについての合意、(二)リクエスタの提出、(三)非関税措置等に

表 10 MTN, OECD 鉄鋼協議主要日誌

1973	2. 5	ガット理事会 (閣僚会議の東京開催を決定)
	4. 10	米政府, 「通商法案」を議会に提出
	6. 25~26	EC 外相理事会, 新国際ラウンドに臨む基本方針を決定
	8. 31	日本, 「新国際ラウンドへの参加について」閣議決定
	9. 12~14	ガット東京閣僚会議 (東京宣言採択, 東京ラウンド交渉正式開始, 貿易交渉委員会を設立)
	10. 24~26	第 1 回貿易交渉委員会 (作業計画, 機構問題を討議)
	12. 11	米下院本会議, 通商法案を可決
1974	2. 7	第 2 回貿易交渉委員会 (準備作業グループを設立)
	7. 17~18	第 3 回貿易交渉委員会 (今後の作業計画を検討)
	12. 13	米上院本会議, 通商法案を可決
1975	1. 3	米大統領, 1974 年通商法に署名, 同日成立
	2. 11~13	第 4 回貿易交渉委員会 (関税, 非関税措置, セクター, セーフガード, 農業及び熱帯産品について交渉グループを設立)
	7. 15~16	第 5 回貿易交渉委員会 (交渉の進捗状況をレビュー)
	11. 15~17	ランプイエ主要先進国首脳会議 (1977 年中に東京ラウンドを完了するとの目標を提案)
	12. 9~11	第 6 回貿易交渉委員会 (1977 年中を交渉終了目標とする提案を支持)
1976	6. 27~28	ブエルト・リコ主要先進国首脳会議 (東京ラウンドの 1977 年終結を再確認)
	11. 5	第 7 回貿易交渉委員会 (フレームワーク・グループを設立)
1977	5. 4, 11	OECD 理事会 (鉄鋼特別部会の設置を条件付きで承認)
	5. 7~ 8	ロンドン主要先進国首脳会議 (交渉の重要な諸分野において 1977 年中に実質的進展を図ることを合意)
	7. 11	米国のストラウス大使及び EC のジュンキンス委員長は, 東京ラウンドを促進するため 1978 年 1 月 15 日迄の具体的交渉スケジュールを提案
	7. 20	鉄鋼特別部会第 1 回会合
	7. 27	農業グループ (交渉日程を決定)
	7. 28	非関税措置グループ (交渉日程を決定)
	9. 29~30	鉄鋼特別部会第 2 回会合
	11. 28~29	ガット第 33 回総会 (日本, 関税のイニシアル・オファーを明年 1 月 15 日迄に提出する旨を演説)
	11. 30	鉄鋼特別部会第 3 回会合
1978	1. 18	日本, 関税, 非関税措置及び農産物に関するイニシアル・オファーを提出
	1. 20	EC, 関税, 非関税措置及び農産物に関するイニシアル・オファー

- ーを提出
1. 23 米国、関税、非関税措置及び農産物に関するイニシアル・オファ  
ーを提出  
非公式閣僚レベル会合開催（ジュネーブ）
2. 15～16 鉄鋼特別部会第4回会合
4. 9～10 非公式閣僚レベル会合開催（ジュネーブ）（日、米、ECは、7月  
中の交渉実質妥結を合意）
6. 8～9 鉄鋼特別部会第5回会合
6. 19～20 日・米・EC 閣僚レベル会合開催（ワシントン）
7. 3 第8回貿易交渉委員会（交渉の進捗状況をレビュー）
7. 10～13 非公式閣僚レベル会合を開催（ジュネーブ）
7. 13 「東京ラウンド交渉の現状に関する数カ国代表団声明」を発表
7. 16～17 ボン主要先進国首脳会議（細部にわたる交渉を1978年12月15  
日迄に完了することを合意）
7. 26～27 鉄鋼特別部会第6回会合
9. 20～21 " " 第7回会合
10. 26 OECD 理事会決定により鉄鋼委員会設置
11. 15～17 日・米・EC 閣僚レベル会合開催（ジュネーブ）
11. 20 鉄鋼委員会第1回会合
12. 18 東京ラウンドに関する日米共同声明発表（ジュネーブ）（日米間  
の主要問題について大筋合意）
- 1979 1. 4 米政府、議会に対し東京ラウンド交渉締結の意図を通告
1. 30 鉄鋼委員会第2回会合（議長に米 STR ウルフ次席代表を選出）
4. 3 EC 外相理事会 MTN パッケージに原則的承認
4. 11～12 第9回貿易交渉委員会（「調書」を署名のため開放することを決  
定）
4. 12 「調書」の開放（日、米、北欧、スイス、豪州等12カ国及びEC  
が同日中に署名）
4. 26～27 鉄鋼委員会第3回会合
6. 26 " " 第4回会合
7. 11 関税プロトコルを署名のため開放
7. 26 米国の1979年通商協定法成立
10. 21 鉄鋼委員会第5回会合（議長に米 STR ホーマッツ次席代表を選  
出）
11. 26～29 第35回ガット総会（東京ラウンドの交渉成果を正式に承認）
12. 17 東京ラウンドで作成されたコードの署名式

『東京ラウンドの全貌』48-50頁、OECD 資料より作成



関する国際コード案の提出、(四)オファアの提出、である。

ストラウスはイニシャル・オファア提出後の二国間交渉を三カ月で終了することを強く希望していたと言われるが、その背景には、これ以上東京ラウンドを遅らせることは保護主義の動きを助長させ、世界貿易を縮小均衡させる危険が強まること、また、さし迫った問題としては、翌年にはフランスの大統領選挙とアメリカの中間選挙が予定されており、これとのタイミングをうまく調整する必要があったことなどが指摘される。

この米・EC了解を受けて七七年秋以降、主要国間で協議がおこなわれ、鉱工業品の関税引き下げについてはハーモニゼーション方式を採用し、加重平均引き下げ率は四〇%にするという案が生まれてきた。最初にイニシャル・オファアを提出したのは日本であり(七八年一月十八日)、北欧諸国(同月十九日)、EC(同月二〇日)、米(同月二三日)と続いた。

主要国による関税、非関税措置および農産物についてのイニシャル・オファアにより、いよいよ本格的な二国間交渉が開始されたわけであるが、一月および四月の非公式閣僚レベル会合において、米・EC・日間でMTNを七八年夏までに実質完了させることが合意された。ここに、七三年九月の「東京宣言」に始まったMTNは、石油危機の発生や米国の七四年通商法成立の遅れなどの影響を受けつつも、具体的なタイム・スケジュールのもと、ようやく本格交渉にはいったのである。<sup>(9)</sup>

鉄鋼特別部会を「常設機関」にするというイニシヤチブもアメリカ政府によってとられた。本章の冒頭で述べたように、アメリカ政府は、MTNが関税の引き下げをオファアするのみで自分達の利益にはならないという鉄鋼業界の不满に対し、より説得な対応をせまられたのである。

MTNにおいて主要各国のイニシヤル・オファアが出そろい、二国間協議が進行し始めた七八年三月、アメリカ政

府は日本、ECに対し常設化の提言をおこなった。その背景には、現行の枠組みには「何をなすべきか」についての完全な意見の一致がないこと、各国が導入する貿易措置の事前協議、既存の貿易ルールについての明確化などに実質的成果が期待できないことへの不満があった。

このアメリカ提案に対し、EC、日本は、MTNとの関係のあいまいさ、他のセクターへの波及、発展途上国の参加が問題を複雑化させる点、管理貿易を正当化し保護主義を助長させる危険をはらむなどとして疑念を呈し、さきに発足した情報収集制度の効果的な運用の方が先決であるとの立場をとった。<sup>(10)</sup>

だがこのような意見の相違も、MTN促進という目的の前では調整可能な範囲にとどめられた。七八年四月二五日のストラウスSTR代表とダビニョンEC委員会委員と天谷通産省基礎産業局長の三者協議でつぎのような基本線がもたらされた。<sup>(11)</sup> (一) 国際協力のための、より永続的な仕組み (a more permanent structure) が必要である。鉄鋼問題は短期間に解決されないのみならず、将来も繰り返えし発生する可能性があり、今回の危機の経験を生かして対処する必要がある。(二) 鉄鋼問題の検討について、従来より広いマニデートをもつ国際的フレームワークを設立し、政策討議および共通の関心事項たる関連分野の検討をおこなう必要がある。(三) 各国の協力および個別の措置について、明確な方向づけとコミットメントを打ち出す必要がある。

また同時に、あらたな多国間フレームワークが取り扱う問題として、以下の点が挙げられた。

- (一) 鉄鋼需給状況のフォローおよび将来見通し
- (二) 鉄鋼業の雇用、利潤、投資、生産コスト、生産性等の変化のフォロー
- (三) 鉄鋼問題に関する共通の見通しおよび必要な場合にはガイドラインの作成
- (四) GATT等の国際ルール、ガイドラインに対する整合性を確保する観点からの各国鉄鋼政策のレビュー

(五) 望ましくない鉄鋼投資の拡大を回避するためのガイドラインの作成

この三者了解については、以下の二点が特に重要と思われる。第一は、この了解についての関係各国の同意取りつけ時期が、MTNの実質妥結のめどとされた七月中旬に設定されたことである。これは再三指摘してきたように、あらたな常設機関の創設がMTN支援を意味していたからである。

第二は、新設の場をどこにするかという点で日・米・EC間に意見の一致がなかったことである。アメリカは、OECDのフレームワークがゆるやかな拘束力しか持たないこと、発展途上国を参加させる点で問題があることから、その態度を保留した。一方、日本、ECはOECDの場を考え、特別部会の発展的解消が望ましいとした。

新しい常設機関をめぐる論議は当然そのあとの第五回特別部会（七八年六月）に出され、日、米、EC以外の参加国の意見が求められた。各国の反応は、アメリカを除いて、OECDとする点で原則的な一致があったが、それをどこまで永続的なものにするかという点ではECが疑問を呈した。また、鉄鋼中進国の参加問題とOECDのメンバーシップとの兼ね合いについてどのように対処するかも議論された。

設置の場と構成員の範囲に加えて、新設機関のコミットメントに関して、いくつかの問題が浮き彫りにされた。新機関が市場分割の方向にむかう危険性、鉄鋼貿易の固定化に加担する危険性、GATTの法的枠組みやセクター別アプローチと重複する危険性などがEC、カナダ、スウェーデン、スイスなどから出された。日本もまた、アメリカの意向に原則的に同意しつつ、市場分割に走ったり、貿易の縮小均衡を招来する危険のあるリジッドなセクター別交渉の場であってはならないと考えていた。

この第五回会合の約一ヵ月後、ジュネーブにおいて米、EC、日本、カナダ等の主要国各僚を含めたMTN交渉が集中的におこなわれた。これは七月中旬をめどに実質合意に達するという了解のもとにおこなわれたが、この時期ま

で「七月中旬了解」をはばむ問題が発生していた。農産物をめぐる日米、補助金・相殺関税をめぐる米・E.C.、選別的セーフガードをめぐる日・E.C.間の対立である。

またこれに加えて、七月に入るとE.C.が一旦オフアールした関税引き下げ案を大幅に撤回したため、事態はこじれ、結局、「東京ラウンド交渉の現状に関する数カ国代表団声明」<sup>(12)</sup>を出すにとどまった。

もっとも、この声明は「東京ラウンドの包括的パッケージの主要要素に関する了解の枠組みが得られた」とする点で積極的な意味を持っているが、本稿のテーマに関連した項目は鉄鋼問題も含まれている点に特に注目したい。鉄鋼問題は「工業品関税」の項目のなかで、つぎのように述べられている。

代表国は、O.E.C.D.の枠組みのなかで、鉄鋼委員会が設立されることとなる鉄鋼に関する多角的決議の準備に関する討議が進められていることに留意する。そのような決議を適当な時期に採択することは、鉄鋼製品に関する東京ラウンドにおける交渉を容易にすることとなる。

この文言は、「代表団声明」が取り上げたもうひとつの品目である航空機問題が、「関税の撤廃および他の措置による貿易制限のないし阻害的效果のできる限りの軽減または廃止を含め、最大限の自由を交渉するとの目的につき合意した」と交渉内容に論及しているのと比較すると、その特異さが一層めだつ。鉄鋼に関する論及が、アメリカ代表団の強い要請によるという事実、アメリカがいかに国内向けに「国際的なフレームワーク」を必要としていたかを如実に示している。

この代表団声明はその二日後のボン・サミットで支持され、M.T.N.の完了を同年一月一日とすることが声明に謳われる。このことは、個別セクターとしての鉄鋼問題が、M.T.N.を媒介としてサミット・レベルにまで争点のハイアラキーを上昇していったことを示している。もっとも、それは「副次的問題」としてではあったが。

さて、ボン・サミットの十日後、OECDでは第六回の鉄鋼特別部会が開かれた。この場では委員会設立の決議案につき協議されたが、MTN終了が十二月にずれこんだことなどから具体的な結論は生まれなかった。鉄鋼委員会の設立は九月二〇、二一日の第七回会合でその大枠に合意が生まれ、翌十月二六日の理事会において正式決定されたのである。<sup>113</sup>

委員会設立に際し多くの議論をよんだ非加盟国問題については、以下の条件を満たす場合、委員会は参加招請を理事会に提案できるとされた。すなわち、当該国が委員会の作業について妥当な範囲内で委員会参加の加盟国と同一のコミットメントを負うことが可能であり、かつ負うことに同意すること、非加盟国の参加が委員会の目標を達成することに貢献すると認められる場合、である。

以上が常設委員会成立までの大筋である。第一回の鉄鋼委員会は七八年十一月二〇日開催されたが、それはカーター政権が、連邦議会にMTN締結の意図を通告する一ヵ月半まえであった。そしてその四ヵ月後、MTNの仮調印がジュネーブでおこなわれ(四月十二日)、さらにその三ヵ月後、MTN合意の国内実施法である「七九年通商協定法」がワシントンで成立した(七月二六日)。

### 三 米日欧間の対立と妥協

東京ラウンドが、セーフガード問題を積み残したとはいえ、成立したことは、自由貿易体制にとって大きな成功であった。と同時に、OECDに政治的解を求めたアメリカ政府の選択も、ひとまず功を奏したのである。

OECDの場も、TPMと似て、国内圧力と国際的要請とのあいだの均衡をめざすものであった。政治的均衡の意義とはいかなるものか。そして、日欧はどのような立場から、OECDのフレームワーク常設化を受諾したのか。

鉄鋼委員会の意義をみるに際しまず問うべきは、「政治的解」の中味、つまり、なぜGATTではなくOECDであったかである。すでに述べたように、その発端はアメリカ鉄鋼業界のセクター別交渉要求であり、これに対する日欧の強い反対であった。アメリカ政府はMTNの国際的、国内的成立を一定の時間的制約のもとで実現しなければならなかったのである。

ではOECDがまったく機会主義的、便宜的選択でしかなかったのかというと、必ずしもそうではなかった。このことはGATTと比較するとあきらかとなる。

GATTはOECDよりもはるかにリーガリスティックなフレームワークである。したがってその枠組み作りには各国の利害が交渉という形で先鋭化しがちであり、そこでの討議には長時間を要するはずであった。<sup>(14)</sup> 他方、OECDは先進国のクラブ的性格を持ち、そこでの合意も、あくまで紳士協定以上のものではない。しかし「造船部会」や「公的輸出信用会議」の例にもうかがえるように、OECDの「ガイドライン」は間接的ながら秩序機能を果たしている。日欧がGATTIMFAのようなリジッドな枠組みに強く反対し、他方で大統領の交渉権限が五年をもって失効する以上、アメリカがOECDでの貿易秩序ガイドライン化を目指すことは合理的ですらあった。

GATTはまた、貿易ルール作りと並んで鉄鋼協議の核心となるであろう価格や生産水準の論議になじまない。実際、GATTで活動するスタッフの多くは法律の専門家であり、一個別産業セクターたる鉄鋼問題の実質的対処に難航が予想された。この点、OECDの方が幅広い人材、組織風土の両面でセクター別委員会の成立が容易なはずであった。さらに、さきの鉄鋼特別部会の活動を受け継ぐことは、事務局整備の面でも有利であり、まったくあらたな場を求めるよりも、既存の枠組みを発展させる方が能率的であった。

これらの理由とともに、あるいはそれ以上に重要な点はメンバーシップの範囲である。周知のようにGATTには

先進工業諸国はもとより多数の発展途上国、中進国が加盟している。東京ラウンドには九九カ国が参加しており、そのようななかで多国間協議をすることはG A T Tの法的、交渉的性格とあいまって、いつ結論がでるか予測し難かった。

しかも委員会設立当時の緊急課題は日米欧間の貿易問題であり、この三本柱のあいだで話しをつけることが先決であった。いわゆるメキシコ、韓国等の鉄鋼中進国問題は中・長期的な調整課題であった。

このように考えると、アメリカ政府の選択は、その本来の動機が便宜的——フレームワーク作り自体の成立を急ぐという——であったにせよ、限られた与件のもとで一定の成果をあげる可能性——目標の極大化ではなく満足化基準——からみれば、政治的合理性を持っていたといえる。

しかもアメリカ政府は、G A T Tの枠外ではなく、あくまでもその枠内において対応するという方法を注意深く選んだ。アメリカ政府はM T Nの進行状況をにらみつつ、「東京ラウンド交渉の現状に関する数カ国代表団声明」(前述、一九七八年七月一三日)のなかで鉄鋼委員会とM T N  $\parallel$  G A T Tとの関連を述べさせ、国内圧力をかわす戦術をとった。また鉄鋼委員会設立の際の「イニシャル・コミットメント」が、委員会構成国の導入するいかなる貿易措置もG A T Tの規定に反してはならないこと、セーフガードを含むすべての措置は委員会およびG A T Tに通報されると規定している点を挙げ、国内説得に意をそそいだ。

M T N成立のために、問題をひとまずG A T Tの外に置き、あらためてG A T Tの大枠  $\parallel$  理念と関連づけることによって、政治的均衡点を見出そうとしたのである。

では、このようなアメリカのイニシヤチブに対し、日欧はどのように対応したのであるか。M T Nでのセクター・アプローチが、従来の鉄鋼貿易秩序を縮少均衡させる危険ありとして、これに強く反対したことはすでに述べた

が、OECDに対して、どのような認識を持っていたのだろうか。一言でいうならば、それは消極的受諾ということである。日欧にとって、アメリカ市場はきわめて重要であり、OECDの場まで拒否できなかった。

もともと両者のあいだには微妙な違いがあった。ECは、その豊富な多角外交の経験から、OECDならばその組織風土からして自分に不利な鉄鋼フレームワークなどできないと当初から判断していた。ECは鉄鋼委員会の付託事項やイニシャル・コミットメントの内容などからみても、OECDなら実害はなからうとみていたのである。

ECにすれば、域内問題は、官レベルではEC委員会、民レベルでは欧州鉄鋼連盟(Enrofer)によって万全のカニズムを持っていると考えていた。また域外については、二国間交渉で十分対処できると考えていた。またさらに、OECDの起源はマーシャル・プランであり、それを無視あるいは拒否することは西欧の政治外交風土になじむものではなかった。

日本はというと、当初ECよりもはるかにナイーブな反応を示した。鉄鋼委員会が市場分割の方向にむかうのではないかと懸念である。欧米鉄鋼業の不振→需給ギャップ→過剰設備→能力増投資抑制→管理貿易・市場分割、というシナリオをもっとも警戒した。

市場分割への懸念は、特に民間に強く存在した。業界は自分達のあずかり知らない政府間ベースで協議が進行するのではないかと危惧した。このような懸念はOECDでの多角外交の実態を熟知していれば起りうべくもなかったが、当時の情勢は日本を「バッド・ボーイ」とするものであったことを考えあわせれば、この種の危惧もそれなりに理解できる。

日本政府も制限的な鉄鋼貿易のガイドラインが作られることを警戒した。ガイドラインといえども、それが定着すると、新たな貿易制限措置の導入を合理化し、安易に導入する道を開く危険がある。しかしこのような危惧の一方で、



アメリカ政府の意向にできるだけ沿うことも必要であった。当面の問題として東京ラウンドの成功があり、OECDのフレームワーク作りに協力することは、MTNにおける対米コンセンションという意味合いがあった。このように、ECとは理由が異なるものの、日本にとってもOECDは許容範囲内であったといえる。

#### 四 国際的認知をめぐる政治

以上みたように、OECDでの多角的調整の成立構図は、基本的にはアメリカのイニシャチブと日欧の消極的受容といえる。しかし、それがすべてではなかったことにも留意したい。日米欧とも、各自の行動なり政策をOECDという権威あるマルチの場で認知させる必要があったのである。

すでに述べたように、鉄鋼委員会が成立した一九七八年という年は、アメリカ政府によってトリガー価格制度が導入された時期である。これは手続的には反ダンピング法の簡略適用ということであるが、実質的には従来の対米貿易実績に大幅な変更をもたらす保護主義的性格を持っていた。また、ECが鉄鋼危機対策の一環として導入したベリック・プライス制度と価格・数量の二国間アレンジメントは、GATT規定すれすれの「灰色の領域」を含んでいた。

このように、アメリカとECはそれぞれが導入した規制措置の正当性について国際的認知を得る必要があったのである。また権威ある場での国際的認知は米、ECが対内鉄鋼政策として着手した産業助成あるいは構造改善措置を国内にアピールし、その推進を容易にするためにも、効果が期待された。

他方、当時の日本は、石油危機後の世界不況のなかでのアグレッシブな輸出行動により、米欧から秩序をみだす「バッド・ボーイ」と非難されていた。事実、一九七六年の日本の鉄鋼輸出は三、六〇〇万トンと史上最高を記録し

たが、これは内需不振を輸出でカバーするという性格をあきらかに持っていた。日本の対米輸出は前年比三七％増であったのに対し、ECのそれは二三％減であった。また日本の輸出総量は前年比二五％増に対し、EC（域外）は一六％減であった。

もっとも、日本の輸出行動は七七年当初より一八〇度転換し抑制されていた。しかし、それが国際的認識として定着するのはもっとのちのことである。とまれ日本は、世界市場に流通する鋼材約一億トンのうち約三分の一の三、〇〇〇万トン占めていたが、この三、〇〇〇万トンという数字は、欧米鉄鋼業の不振と考え合わせるならば、それ自体、日本に一種の「負い目」を課すものであった。

日本もまた、マルチの場で「国際的協調」の意志を示す必要性を十二分に感じていた。鉄鋼が政治商品化すればするほど、日本は米欧に譲りに譲りながら価格体系を維持する行動を余儀なくされたが、それに一定の歯止めをかけるためにも、日本の存在を国際的に認知させる必要があった。

このように、鉄鋼委員会成立の背景には、米欧日の三本柱がそれぞれ「すねに傷を持つ者」であったことが作用していた。三者三様ながら、OECDというマルチの場を、国際的認知のために利用可能と考えたが、それはまさに異越同舟と形容するにふさわしい。それは、OECDがハーモニゼーション<sup>(15)</sup>全会一致型調整を原則とした枠組みだからこそ可能であった。

- (1) この書簡は、A I S I I と U S W A が六月二四日に共同で議会宛に出した書簡を契機にうまれたと考えられる。ソロモン勸告をもたらしした業界・労組・議会の三者連合は T P M 以後も継続していたのである。Steel Report, No. 78-31, July 6, 1978.
- (2) 手紙の写しは前出資料に収録されている。署名した上院議員二〇名はつぎのとおり。ジョン・スパークマン、バーチ・バイ、ジェニングス・ランドルフ、ジョン・ハインツ、デニス・デコンシーニ、アーネスト・ホリングス、ロイド・ペンストン、

ロバート・グリフィン、ジェシー・ヘルムズ、ジム・サツサー、リチャード・ルーガー、オリン・ハッチ、ビート・ドメニチ、トーマス・イーグルトン、ウェンデル・アンダーソン、マリオン・アレン、リチャード・シュワイカー、フロイド・ハスケル、ストロム・サーモンド、ジョン・グレン。なお同書簡は、TPMが業界の苦境に一定の助けになるだろうとして、これを評価していることを付け加えておきたい。また、モニタリング機構要求などについては、ヒース・ラリー講演(AISI七十六年大会)、AISIから商務長官、STRあての文書(ともに七十五年三月)で提案されていることを指摘したい。第三章二節、第四章二節を再度参照のこと。

(3) 前出諸要求のほかに、鉄鋼問題の為のアド・ホックな委員会が七十六年一月に誕生したことも指摘しておこう。同委員会については前章の冒頭ですでに述べた。なお本章の内容は第四章に続き、鉄鋼保護主義の国際的文脈・展開をテーマとしたものである。

(4) 本章の叙述は、以下の拙稿に若干手を加えて再構成したものである。「経済の政治化について——OECD鉄鋼委員会成立の背景」『一橋論叢』八三年七月号、三〜四節。「貿易摩擦と多角的調整——鉄鋼の事例」日本国際政治学会編『国際政治の理論と実証』七八年八月、二〜三節。

また、本章は以下の研究会、ヒヤリング、論稿に負うところが大きい。

〔研究会〕 川人清(ミドル・テネシー大学)「鉄鋼貿易をめぐる国際経済摩擦」八二年三月一二日、戸田弘元(日本鉄鋼連盟)「国際鉄鋼貿易体制の変容」八三年三月一八日、鈴木公郎(新日本製鉄、元OECD鉄鋼委員会事務局勤務)「鉄鋼産業・貿易と多国間協議」同上。以上は一橋大学法学部特定研究プロジェクトの主催による。

〔ヒヤリング〕 佐野忠克(通産省)、岩佐凱実(富士銀行)、小倉和夫(外務省)

〔論稿〕 野本佳夫「OECD鉄鋼アドホックグループ」『経済と外交』七八年三月号、二五〜二八頁、古田隆「OECD鉄鋼委員会の設立」『貿易政策』七八年二月号、二四〜二七頁、小沢俊朗「世界鉄鋼問題の現状」『経済と外交』七八年二月号、二六〜三〇頁、佐野忠克「OECD鉄鋼委員会の設立の経緯と今後の方向」『鉄鋼界』七九年二月号、一四〜二三頁、小川邦夫「OECD鉄鋼委員会の動向と今後の世界鉄鋼業」同上、八〇年六月号、一三〜二二頁、今井康夫「OECD鉄鋼

委員会の動向」同上、八二年一〇月号、四二―四八頁、同「鉄鋼業をめぐる国際的動向」『通産ジャーナル』八二年六月号、九〇―九五頁。Michael Hodin, "A National Policy for Organized Free Trade, or, How to Cope with Protectionism", Ph. D. dissertation, Columbia University, 1979, pp. 360-402; OECD, *Steel in the 80s*, 1980.

なお、本章ではOECDでの展開を時間を追って叙述する方法はとらなかった。各会合についての概観は『鉄鋼界』所収の佐野、小川、今井の各論文（前掲）などが行なっているので参照されたい。

(5) 報告書の要旨は以下のとおり。

〈短期〉経済の長期停滞のため鉄鋼需要は不調であり、そのため各国は低稼働率、供給過剰に悩んでいる。しかるに大型工場設備、地域経済に占める重要性、高い固定費等により、鉄鋼メーカーは高設備稼働率を維持しようかなりの圧力を受けている。鉄鋼需要は価格変動に対し非弾力的であるがゆえに、生産水準維持を求める生産者としては、価格引き下げによって自己の通常の市場以外の市場に販路を求める。このため国際貿易において種々の問題が生じるに至っており、従って多国間で本問題を検討する必要がある。

〈長期〉現在の大幅な需給ギャップは今後も継続する可能性があり、その対策を考えるにあたっては、比較優位の変化および鉄鋼業の世界分布の推移等を含め、一層の分析が必要となろう。〔野本論文、前出、二六頁〕——同報告書に対しては比較的バランスがとれているとの評価が与えられた。

(6) 第三回会合において正式決定。各国より以下のデータを提起的に提出されることとなった。(一) 一般的鉄鋼指標——粗鋼生産能力、粗鋼生産、新規受注、受注残高、雇用 (二) 国際鉄鋼貿易——貿易総量・総額（輸出入先別）、特定製品の輸入量・額 (三) 鉄鋼価格——国内価格、輸出価格 (四) 長期的構造変化——自国および非OECD加盟国の長期的生産能力等に関する情報

(7) OECD, *Press/A* (77) 54, 30 th November, 1977, 佐野論文、前出、一七頁。

(8) シモネ・プラン（七七年一月）、ダビニオン・プラン（同年五月）、新ダビニオン・プラン（七八年一月）と続くECの共通鉄鋼政策については以下を参照。島田悦子「欧州鉄鋼業の危機対策と構造改革」『東洋大学経済研究所研究年報』第四号、一九七九年、一八二―二二三頁。

- (9) M T N の進展状況については以下を参照。東京ラウンド研究会編『東京ラウンドの全貌』一九八〇年、二六一―五七頁。
- (10) 佐野論文、前出、一九頁。
- (11) 同右。天谷はこの会談の雰囲気について次のような表現をしているが、これは、米、ECがOECDの場を自分達が導入した措置を国際的に認識させる場と考えたことと関連している。「米国としては、ソロモン・リポートの産業政策的なことを行っていくとしても、米国単独でやるより、国際的な産業調整を行っていくという看板をかかげた方が進めやすいこと、一方、ECもほぼ同じ状態にあることから、日本がこれに協力すれば成立する状態にあったため、OECD鉄鋼委員会はわりとすんなり設立されたわけです。」「鉄鋼界」一九八〇年六月号所収の産談会「先進国鉄鋼業をめぐって」における発言、六頁。
- 日本は七七年始めから前年のような輸出ドライプを抑制していたが、しかし当時は日本を悪者扱いする雰囲気はまだ強かった。日本としては、米欧に譲歩しながら、貿易秩序をまもるといふオプションを選択した。しかしこれは日本が圧倒的な国際競争力をこの時期に持っていたからこそ可能であった。また後述の如く、鉄鋼委員会の設置は、日本にとってM T Nのためのコンセンションのひとつであったことも重要である。
- (12) 『東京ラウンドの全貌』前出、五二―五七頁に全文が掲載されている。
- (13) 委員会設立時の加入国はOECD加盟の二四カ国のうち、以下の二〇国およびECである(ポルトガルは後日に加入)。オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、フィンランド、フランス、西ドイツ、ギリシャ、アイルランド、イタリア、日本、ルクセンブルグ、オランダ、ノルウェー、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、米国。なお、非加盟国のなかで、後日に参加打診が行われたのはインド、メキシコ、ブラジル、韓国の四カ国。
- (14) この点は、たとえば、G A T Tにおける繊維多国間協議と比較すると一層明らかになる。繊維についての事例研究として以下のものがある。Vinod K. Aggarwal, "Hanging by a Thread: International Regime Change in the Textile/Apparel System, 1950-1979". Ph. D. dissertation, Stanford University, 1982.
- (15) OECDの機能については以下を参照。Miriam Camps "First World' Relationships: The Role of OECD" in John S. Marsh *et al.*, *European Economic Issues*, 1975, pp. 211-263. 平原毅「OECDと日本」花見忠編『変貌する国際社会』

一九八二年、一四八頁。

なお鉄鋼委員会に関する公的文書としては「理事会決定」および「同付属文書」が重要である。特に後者には世界鉄鋼業の直面する「問題」、めざすべき「目標」、「委員会の機能」、「イニシャル・コミットメント」、「当初の作業計画」が述べられてゐる。No. OECD Press/A (78) 43, October 27, 1978。

## Ⅷ 政治的解の帰結

TPMと鉄鋼委員会は国際鉄鋼貿易の枠組みにあらたな性格を付与した。アメリカ政府のユニラテラルな措置であるTPMは、従来の対米貿易パターンに変更を強いるものであった。表向きの説明はともあれ、TPMの狙いは、輸入鋼材比率を一五%の水準に落ち着かせること<sup>(1)</sup>にあった。

他方、鉄鋼委員会は従来のアドホックな二国間協議・アレンジメントとは異なり、マルチラテラルな枠組みのもとで、「秩序ある貿易ルール作り」を目指す常設機構である。

要するに、TPMと鉄鋼委員会は、従来の国際鉄鋼貿易体制に、ある一定の変更を加えるべく導入されたのである。そこでまず問われるべきは、新体制としての両者が「整序機能」をどれほど持ち得たかである<sup>(2)</sup>。以下、この点をさぐる。

### 一 TPMの実効性

TPMの政治的有効性は設定価格の関数であることはすでに述べたが、当の価格は一年間のあいだに三二八・二三ドルから三八八・五四ドルへ、率にして一八・四%上昇する(高炉ベース、調整後トンあたり総コスト)。トリガー価

格の推移については表11を参照)。

このようなトリガー価格の上昇は生産、出荷とも好調に推移したこととあいまって、鉄鋼問題に小康状態をもたらした。しかしそれもつかの間、七八年一二月に発生した第二次石油危機は原燃料価格を上昇させ、老朽設備を多くかえる米業界を苦境に追いやる。トリガー価格の上昇を上回るコストアップが進行し、業界はTPM批判を強めていった。業界はまたもや反ダンピング提訴戦術を採用する。

七九年一月、USスチール社は一五工場を永久閉鎖し、一万三、〇〇〇人を解雇すると発表、さらに翌年三月、E・C七カ国メーカーは過去五年(七五—七九年)にわたって公正価額以下で対米輸出を行ってきたとして反ダンピング提訴に踏み切った。

提訴理由のなかでUSスチール社は、七九年の鋼材輸入は国内消費の一二・五%であったが、第四・四半期には一八%を越えてTPM導入直前の水準に戻ったこと、日本側コストが大幅に上昇したとみられるにもかかわらず、八〇年第二・四半期のトリガー価格が前期比横ばいという実態を無視したものとなっている点などを指摘している。そしてさらに、TPMの構造的欠陥として以下の点を挙げている。(一)TPMは日本のコストのみに準拠しているために、高コストの欧州やその他の国に保護の傘を与える結果となっている、(二)輸出国側の国内価格を下回るダンピング輸出をTPMは監視できない、(三)日本のコストを過少に見すぎている、(四)ドル・円為替レートがコスト計算に歪みを与えている、(五)七月二三日の会計検査院(GAO)の報告のごとく政府の輸入価格チェックは厳密に行なわれず見逃しが多い。<sup>(3)</sup>

このようなTPM批判は基本的には正しいといえた。TPMは日本のコストを算出の基礎としているが、日米のコスト、為替レートなどに変動があるため、内外のメーカーがともに受け容れ可能な均衡点を常時維持することは容易

の高炉トリガー価格総コスト

1979年				1980年
第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期
\$ 399.59	\$ 383.94	\$ 375.97	\$ 378.86	\$ 379.63
-3%	+1.2%	+1.8%	+1.1%	+4%
\$ 388.54	\$ 388.54	\$ 383.10	\$ 383.10	\$ 394.98
+7.0	±0	-1.43	±0	+3.1
1\$=187円 (78.9.4) (~11.3)	1\$=197円 (78.12.11) (~79.2.9)	1\$=212円 (79.3.5) (~5.4)	1\$=217円 (78.6.8) (~8.7)	1\$=227円 (79.9.3) (~11.2)

1982年		
第3四半期	第4四半期	第1四半期
\$ 467.81	\$ 467.74	\$ 463.60
—	—	—
\$ 467.81	\$ 467.74	\$ 463.60
+0.3*	-0.01*	-0.9*
1\$=216円 (78.8~ 81.7)	1\$=217円 (78.8~ 81.7)	1\$=221円 (78.11~ 81.10)
		T P M 停 止 (82年 1月11日)

ではない。また、内需の停滞、インフレ等によってコストアップが続く場合、業界は国内価格を値上げせざるを得ないが、それに合わせてトリガー価格の引き上げを要求せざるを得なくなる。<sup>(4)</sup>

さて、この提訴に対し、TPMを所管する商務省（八〇年一月、財務省から移管された）は、TPMは民間による提訴の代替措置であり、今回のUSスチール社による提訴によって、TPM維持の根拠は失われたとして即時停止に踏み切った。

この問題解決に際し政府が取りうるオプションには、以下の三つがあった。<sup>(5)</sup>ひとつは反ダンピング手続きを続行させる方法である。しかしそうすると提訴がさらにふえると考えられた。これは、TPM導入直前の状況に戻ることの意味する。

第二の案は、七四年通商法二〇一条にもとづ



表 11 財務省 (商務省) 推定

期 間		1978 年 第 1・2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
総コスト (M. T. 当り)		\$ 328.23	\$ 346.30	\$ 363.12
Flexibility Band				
調整後総コスト (M. T. 当り)		\$ 328.23	\$ 346.30	\$ 363.12
対前期比 (%)		—	+5.5	+4.86
為替レート (算定期間)		\$ 1=240 円	\$ 1=226 円 (78. 3. 1 ~4. 30)	\$ 1=215 円 (78. 5. 15 ~7. 14)
第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	1981 年 第 1 四半期	第 2 四半期
\$ 379.63	T	\$ 442.83	\$ 446.63	\$ 466.22
+4%	P	—	—	—
\$ 394.98	M	\$ 442.83	\$ 446.63	\$ 466.22
±0	停	+12.1	+0.9	+4.4
止	止			
1 \$=227 円 (79. 9. 3 ~11. 2)	(80 年 3 月 ~9 月)	1 \$=223 円 (77. 9~ 80. 8)	1 \$=221 円 (77. 11~ 80. 10)	1 \$=218 円 (78. 2~ 81. 1)

(注) \*印は TP 水準据置き

(出所) 鉄鋼年鑑 昭和 54 年版, 56 年版, 57 年版より作製

く OMA である。これは、US スチール社のロ  
 デリック会長が七月二一日の政労使「三者委員  
 会」の席上、現在の輸入水準は高すぎるので五  
 八年にわたる数量規制を実施すべきであると  
 発言したことへの解答でもある。

第三のオプションは、以上二案の中間、つま  
 り T P M を一部手直しして制度の再開をはかる  
 というものである。結局、事態の解決はこのオ  
 プションの線でもたらされたのである。その中  
 核は、以下に述べる「輸入急増防止条項」であ  
 る。アンチ・サージ・メカニズム (anti-surge  
 mechanism) と呼ばれるこの方法は、以下の二  
 段階方式で実施される。

〈第一段階〉

(一)米国の鋼材 (スチール・ミル・ブ Rodgers  
 ツ・ベース) 総輸入量が、米国見掛消費の一  
 三・七%を超え(二)米鉄鋼業の操業率が八七%  
 を下回り、同時に(三)一カ国または複数国より

の一品目または複数品目の輸入についてサージ（急増）があると思われる時には、商務省は通常のTPMモニターに加えてその状況をレビューする。この結果、TPが守られていないと思われる場合、然るべき措置がとられる。

### 〈第二段階〉

(一)米国の鋼材総輸入量が米国見掛消費率の一五・二%を超え(二)米国鉄鋼業の操業率が八七%を下回り、同時に(三)一カ国ないし複数国よりの一品目ないし複数品目の輸入についてサージがあると思われる場合、商務省は、その輸入が(イ)コストまたは価格ベースでダンピングされているか(ロ)政府補助金によるものか(ハ)不正競争によるものかを確かめるため、その状況を非公式に調査する。商務省は、九〇日以内にこの調査を完了し(四)この間、USTRは、当該輸出国政府とこの問題に関し協議する(五)商務省が当該輸入は不正競争によるものと思われることを認定した場合および不正貿易慣行が速やかに解消しない場合、商務省は特定国、特定品目に対し、反ダンピングあるいは相殺関税調査を自ら開始するか、関係者に同省の調査結果を利用できるようにする。利害関係者は、この時点で提訴できるが、TPMは停止されない。

この新TPMに一定の輸入比率（一三・七%と一五・二%）、操業率（八七%）が組み込まれたことは、TPMがさらに数量規制の性格を帯びることを意味していた。また、一定の条件下では、TPMとダンピング、相殺関税調査が開始されることとなったが、これも業界の不満をなだめるためのものであった。

新TPMは「アンチ・サージ・メカニズム」のほかにもいくつかの運用強化策を採用している。監視体制の強化、コスト・データの精度向上、為替レート算定期間の変更（為替変動の影響を少なくするため直近二カ月から三六カ月の移動平均に変更）などである。また、TPMの存続期間を最短三年、長くとも五年に限ると明示された。導入当初からTPMはアドホックな措置であるとされてきたが、行政府としては、業界の自助努力をうながす意味で今回の期

間明示をおこなったのである。さきのロデリック発言が示すように、業界は最低五、八年の規制を要求していた。

このようにして、八〇年三月に停止されたTPMは「強化」されて再開された。九月三〇日、TPM復活を含む「米国鉄鋼業再生策」<sup>(8)</sup>がカーター大統領から発表されたのを受けて、USスチールの対ECダンピング提訴は取り下げられたのである。

TPM強化とともに、鉄鋼業再生策により各種国内措置（税制上の投資促進措置、環境規制の緩和など）を得たことで、鉄鋼貿易秩序は再び小康状態を取り戻した。実際、八〇年後半以降、米国内の鋼材需要は上向き、輸入も落ちついてきた。八一年に入ると操業率も一年振りに八〇%台を越え、輸入比率も一五%以内にはがっていった。

しかし、米国市場が安定にむかったその時に、またもや、TPM秩序を乱す動きが生まれてきた。ECメーカーの不満である。

再開後のトリガー価格は停止前の一二・一%アップに設定されたが、この新水準は、ECがアメリカでの主力市場としている五大湖地域や東海岸での米国ミルの建値水準を上回っていた。<sup>(9)</sup>また、米国ミルの値引き販売も加わり、ECメーカーはトリガー価格を守ってはいこれら地域への輸出が困難になってきた。この問題は特に鋼板輸出に顕著であり、TPM再開後、これら地域へのEC（および日本）からの輸出は激減した。

もっとも他方では、八〇年央以後、米国市場は油田開発ブームによって油井管（シームレス鋼管、電縫管など）の需要が急増していた。このため、EC、日本の鋼板輸出の落ち込みはある程度うめ合わされたが、それでもECミルへの打撃は大きかった。新TPMによって、ECの最重要市場に対する最重要品種の輸出が急減したのである。またこれに加えて、生産品種の特化が進んだEC業界のなかで、油井管ブームの恩恵を受けたのは一部のミルに限られていたことも指摘される。

市場の実勢とかけはなれたトリガー価格の是正を求めてECがとった手段が、TPMの「ブリクリアランス（事前承認）制度」であった。ブリクリアランス制度とは、対米輸出価格がトリガー価格以下であっても商務省が「公正価額以上である」と認定した外国メーカー、輸出業者は反ダンピング調査発動のリスクを負うことなく米国に輸出できるという制度である。<sup>(10)</sup>

ECミルは、欧州通貨の対ドル大幅安が続いているためトリガー価格以下でもダンピングにはならないとして商務省にブリクリアランスを申請した。一方、商務省は、ブリクリアランス制度はあくまで例外措置であり、それが多発すればTPMの崩壊につながるとして消極的な対応を示したため、ECミルはTP割れの輸出に踏み切った。かくして、ECの対米輸出は八一年当初の二〇万トン台から、四月～七月の五〇万トン台、さらに八月には八〇万トンへ急増していった。市場占有率でいうと二〇%台から三八%台への増加である。

ECの強い不満に対し、アメリカ政府は一部品種、地域のトリガー価格を下げるなどの提案をおこなうがECの拒否にあう。一方、米業界はECの輸出攻勢に強く反発、大型提訴に踏み切るとの態度を示す。アメリカ政府は、事態打開のため、ECに自重を求める一方で、「アンチ・サージ・メカニズム」を適用して職権による反ダンピング、相殺関税調査を開始し、国内業界の説得を試みる（八一年一月一九日）。

しかし結局、USスチールなど七社は八二年一月一日、EC七カ国を含む一カ国に対し、相殺関税・反ダンピング提訴に踏み切った。商務省はこれに呼応してTPMの即時停止を発表、ここに新TPMはわずか一年余で崩壊したのである。

さて、新TPM停止後に生まれた措置はTPMの再強化ではなく、米、EC間のあらたな数量取極めであった。それに至る経緯は表12に譲るとして、その骨子は、八二年一月から八五年一二月の期間、EC側は対米輸出数量を品

表 12 米・EC 鉄鋼取極め成立までの経過

1982 年

- 1 月 11 日 U. S. スチール社等米ミル7社, EC など 11 ヶ国に対し, 相殺関税・反ダンピング提訴。同日, 商務省は, トリガー価格制度の即時停止を発表。
- 2 月 18 日 ITC, 被害の有無に関する仮決定を発表。
- 6 月 11 日 商務省, 相殺関税提訴に関する仮決定を発表。
- 7 月 22 日 EC 委員会, ベルギー・フランス・イタリア・イギリスの 4 ヶ国を対象とする相殺関税調査の中断を求め, 81 年比 10% カットの対米向数量制限を提案。商務省, この提案を拒否。
- 8 月 5 日 米・EC 両政府, 本年 10 月から 85 年末まで 11 品目の対米輸出を自主的に米国見掛消費量の 5.754% に規制することで暫定的合意。しかし, 米業界はこの取決めを不満として拒否する旨表明。
- 8 月 10 日 商務省, 反ダンピング提訴に関する仮決定を発表。
- 8 月 25 日 商務省, 相殺関税提訴に関する最終決定を発表。
- 10 月 11 日 EC 委員会, 8 月 5 日の暫定的合意の EC シェアを縮小する規制案を EC 10 ヶ国常駐代表委員会に提案。
- 10 月 15 日 ITC, 相殺関税提訴に関する最終決定を発表。同日, 商務省は 10 月 21 日まで EC との交渉継続の意向を表明。
- 10 月 20 日 EC 委員会の鋼管を含めた規制案に強く反対していた西独は, 同国閣議において条件付で同意。
- 10 月 21 日 米・EC 両政府, EC の対米自主規制で最終合意に達した旨声明。同日, 米ミル各社提訴の撤回を表明。
- 11 月 20 日 取極め発効 (85 年 12 月末まで)

(出所) 日本鉄鋼輸出組合月報, 82 年 11 月号, 1 頁

目別のシェア(米国の見掛消費量に占める輸入鋼材の比率)に依じて自主的に規制する、というものである。鋼管、熱延薄板・帯鋼、冷延薄板、厚板等の規則対象品目は EC の八一年度輸出実績の約九二%をカバーするものであった。TPM 導入後五年をへずして、管理色の一層濃い措置が出現したのである。以下はその概要である。<sup>(1)</sup>

〈米・EC 間の鉄鋼貿易取極め〉

A 一〇品目に関する規制

(1) 以下の一〇品目については、米国の市場の見掛消費量に占める比率に  
より輸出枠を設定する。

品 目	規制枠 (%)
熱延薄板・帯鋼	6.81 ( 7.56)
冷延薄板	5.11 ( 5.40)
厚板	5.36 ( 5.92)
構造用形鋼	9.91 (10.97)
線材	4.29 ( 4.77)
熱延棒鋼	2.38 ( 2.86)
被覆鋼板	3.27 ( 3.15)
ブリキ	2.20 ( 2.16)
軌条	8.90 ( 9.89)
鋼 矢 板	21.85 (21.85)

加重平均 5.46 ( 5.93)

(注) ( ) 内の数字は 1981 年の実績シェアであり、参考までに付け加えたものである。

(2) 期間

一九八二年一月一日から一九八五年一月二日

(3) 輸出ライセンス

EC 各国政府は対象品目の輸出について規制枠の範囲内でライセンスを発給し、EC 委員会がこれを管理する。米国はライセンスの証明書がない製品の輸入を禁止する。

(4) 見掛消費、輸出枠の算定

米国は EC の同意を得て、独立予測機関を起用して、品目別見掛消費の予測値を作成する。

(5) 品目別輸出枠の調整

品目間の輸出枠の振り替えは数量の5%の範囲内で可能とする。

(6) 品目転換 (ダイバージョン)

規制対象外の品目の輸入が急増した場合ならびに規制品目でも炭素鋼から合金鋼への品目転換が生じた場合は別途協議する。

B 鋼管に関する規制

上記一〇品目の輸出枠により、ECの対米輸出が鋼管に転換 (ダイバージョン) することを回避する。

(1) 米国向鋼管輸出は一九七八〜八一年の米国見掛消費に占める平均シェア (五九%) を上回らないものとする。

(2) ECは対米輸出数量をモニターする。ECは、米国商務省に対して八二年一〇月までの対米向鋼管受注状況を伝え、その後は毎月の輸出数量を報告する。

二 鉄鋼委員会とルール・メイキング

全会一致を前提とした調整がOECDのハーモニゼーション機能であるとすれば、そこにはどのような協議過程がみられるのだろうか。アメリカ鉄鋼業界が要求する「セクター別多国間協議」に、はたしてOECDはどれほど応えることができるであろうか。以下、鉄鋼貿易のルール・メイキングに関連して、この点をさぐる。<sup>(12)</sup>

鉄鋼委員会の理念を集約すれば、国際協調をはかりつつ、自由貿易と鉄鋼業の構造改善を推進するということである。しかし現実には供給能力過剰問題が長期化の様相を呈し、鉄鋼が政治商品化してゆくととき、各国はそれぞれの「お家の事情」に応じて対応しがちである。

そこでは国際比較優位原則よりは国内的価値産業本意の、整合的な国際ルールよりは各国別裁量中心の政策への傾

斜がみられる。<sup>(13)</sup>

仮に鉄鋼のような基幹産業にとって、自由・多角・無差別の原則がいかなる状況下においても確保されるべきとする考え方がナイーブすぎるとすれば、改善の策として、各国の政策相互間に整合性をできるだけ確保する努力がなければならぬ。非効率的な産業部門への政府介入は、時間が経過するほど短期的利益と長期的コストとのあいだにトレード・オフが強まることを念頭において政策選択がなされるべきである。また、貿易制限措置がとられるにしても、その措置が対外的な悪影響を最小限にとどめるように配慮し、調整の負担を他国に転嫁させるべきではない。<sup>(14)</sup>

しかし理念と現実のあいだには常にギャップがあるというべきであろうか。鉄鋼委員会の議論は、まずこのような理念の解釈をめぐって展開されてゆくのである。

主要争点のひとつは貿易ルールの位置づけに関連している。このことは、鉄鋼多国間協議のフレームワーク作りが、既存の貿易秩序への不満——具体的にはアメリカ鉄鋼業界の不満——に端を発したことからうなづける。

この争点の構図は米・EC間の対立である。すでに述べたようにアメリカはトリガー価格制度を、ECはシモネ・ブラン、ダビニオン・ブランという危機対策を導入したが、両者のあいだにはつぎのような認識の対立があった。

すなわち、アメリカ政府はTPMはあくまでも反ダンピング手続きの迅速化を意図した措置にすぎず、したがって直接的な輸入規制に訴えることなく「公正な貿易」を確保するための適切な措置であると主張する。これに対してECは、そのメカニズムがなんであれ、現実にながれが従来の貿易実績を無視している以上、きわめて不適当な輸入制限措置との批判を持つ。

また、アメリカは、危機対策の一環としてECが関係輸出国に対し二国間の数量・価格取り決めをおこなっているのは保護主義そのものであり、このような直接規制は保護主義を助長させてきわめて不適切であると批判する。この



批判に対して E C は、この措置は鉄鋼危機のもとでも、対 E C 輸出国のそれまでの実績を尊重しており、それは一定の輸入量を保障するとともに、適正な輸入価格水準を確保する妥当な措置である、と反論する。

このような「国際的認知をめぐる政治」は、委員会設立に際して確定されたイニシャル・コミットメント（基本的約束）の文言にさかのぼって噴出する。

その代表的事例は、各国が導入する措置は「正常な競争状態のもとで樹立された伝統的な貿易の流れを阻害してはならない」、各国がとる鉄鋼危機対策は「調整の負担を他国に転嫁させるものであってはならない」という文言である。E C は「伝統的な貿易の流れを阻害してはならない」という部分を重視する。他方アメリカは、「正常な競争状態のもとで」に力点を置き、E C が域内鉄鋼業向けに補助金を出していること自体がすでに正常な競争状態を破壊しているのであり、調整の負担を他国に転嫁していると主張する。

このような原則をめぐる対立は米欧間に問題が発生するたびにむしかえされたが、その一例を挙げておこう。

#### 〈E C の主張〉

米商務省の相殺関税仮決定（八二年六月一〇日）は鉄鋼委員会および G A T T の精神に反する。E C の補助金政策は一般的な社会政策の枠の中で行われているものであり、かつ全ての補助措置を一九八五年までに終了することにしている。米国の対応は、こうした構造改善努力を阻害する。米国業界の苦境は世界的不況が原因であり、政府は仲介者たるべきである。鉄鋼委員会設立時の精神に戻るべきである。

#### 〈アメリカ政府の主張〉

米商務省の仮決定は、手続きを遵守し広く情報を集めた結果である。G A T T のコードを、自由で歪曲のない貿易のための国際的ルール作りを目指すとの観点から、公正に解釈している。輸入国に物的被害があれば、国

内補助金でも相殺関税の対象となる。鉄鋼委員会の精神は貿易の歪曲を正すこと、一国の構造調整の負担を他国に転嫁しないことである。<sup>(15)</sup>

このような貿易措置をめぐる論議は、各国の鉄鋼政策について「透明性」を高める契機となりうる点で一定の意味を持つ。実際、委員会設立に際しての「イニシャル・コミットメント」には、貿易措置を導入した国はその根拠、状況を定期的に報告し、かつ、利害関係国間で協議することを定めている。

しかし協議の実態は釈明と非難の応酬に終りがちである。そこでアメリカは、このような閉塞状態を打開すべく、貿易措置についての明示的なガイドラインの設定、導入に際しての事前協議・審査基準の設置を主張している。もしこのような機能が制度化されれば、鉄鋼委員会の性格は大きく変化すると考えられるが、はたしてそれは具体化されるであろうか。

この争点を考える糸口として、八〇年二月に開かれたOECD鉄鋼シンポジウムでの議論が有益であろう。鉄鋼のルール・メイキングを提唱したのはOECDコンサルタントのエドワード・フロコフスキーであるが、彼は鉄鋼貿易独自の市場攪乱・セーフガードを鉄鋼委員会が検討、提唱すべきであると論じた。またアメリカのヴァニック下院議員はGATT一九条型の行動(セーフガード)について、国際的に明解に了解され、したがって半自動的に適用可能な様式(フォーム)作成を目指すべきであると論じた。<sup>(16)</sup>

しかしその一方で、このような鉄鋼独自の国際ルール設定論議をOECDの場で、しかも東京ラウンドがひとまず終結した時期に行うことは非現実的である、鉄鋼委員会によるルール・メイキングは短期の危機対策を長期化する口実になりかねない、OECDのメンバーシップは限定されており、非加盟の鉄鋼生産国に不信感を与える、といった批判がなされた。また、大手の鉄鋼貿易諸国が共同歩調をとるとき、それが排他的な性格になるであろうことを中小

国は強く危惧せざるを得ず、したがってそのような新しい試みよりも、G A T T の諸規定をお互いに遵守する確約の方が重要であるとの指摘がなされた。<sup>(17)</sup>

鉄鋼独自のルール・メーキングを提唱したフロコフスキー論文がきわめて不評であったことから推察されるように、アメリカの望む鉄鋼貿易ルール作製の方向に委員会がむかう余地はきわめて少ない。そこでアメリカは、いわばその前段階として、鉄鋼貿易は本来いかにあるべきかについての論議をもう一度根本からやろうではないかと主張している。

また、各国から報告される統計や政策を同一パターンと濃密度で報告するためのインベントリーの作製（カタログ化）を、以下の七項目について提案している。(一) 税制、(二) 労働、(三) 産業政策、(四) 研究開発、(五) 国内介入措置、(六) 投資・資本参加、(七) 貿易<sup>(18)</sup>（八三年四月の第一七回会合）。

このような最近の動向は参加国間の疑心暗鬼を取り除き、政策の透明性に資する点で有益であろう。しかし鉄鋼委員会が他の追隨を許さないほどの情報収集や需給見通しさえなしえない現状からすれば、実効性は薄いであろう。そのような機能、権限を有するためには、根本的なフレームワークの再編が必要である。

このフレームワーク再編問題は、鉄鋼中進諸国との関係においてもすこぶる重要である。もしかりに、日本を含めた先進国鉄鋼業が文字通りの構造不況産業になったとすれば、鉄鋼をめぐる「南北問題」は先鋭化するに違いない。鉄鋼委員会自身、この問題について当初から取り組んできており、韓国、インド、ブラジル、メキシコに参加を呼びかけてきた。しかしOECDという場に対する警戒心から、先進国主導に組み込まれる危険をこれら中進鉄鋼国は感じていた。また韓国のように、OECD本体への加盟を望んでいる国もあり、実際には進展していない。

このようななかで唯一具体化されたのはメキシコとの関係であるが、それとて鉄鋼委員会への正式参加ではなく、

情報交換を中心とした「連絡委員会」方式の設置にすぎない（第一回会合は八二年三月に開催された<sup>(19)</sup>）。

メキシコとのリエゾン方式が、はたしてどれだけ有効な対話のチャネルになるか未知数であるが、そのことはさておき、能力過剰問題が持続するなかで、成熟産業としての先進国鉄鋼業と、外貨獲得のための重要産業と位置づけられた中進国鉄鋼業とのあいだには、するどい利害対立は不可避であろう。その時、政府間調整をまず求めるのは先進国側であろうが、それは利害がするどく対立した交渉の場となる可能性が大である。このような対決の政治を回避するためにも、鉄鋼委員会が時間をかけた「学習の場」になることは期待できよう。ハーモニゼーション機能は、その結果以上に（結果の多くは実体の薄い妥協に終わる）、政策の「すり合わせ」にある。

本稿が取り上げた二つの争点は、「政治的解」がいかに状況的であり、脆弱であるかを示している。またそれは、保護貿易をめぐる力学が、経済の論理と政治の論理の狭間にあることを、示している。

もっとも、本稿の事例が典型的なもの<sup>(20)</sup>と判断するのは早計である。鉄鋼業の産業組織、市場構造、政治力等々、他のセクターと比較検討すべき点が多い。しかも本稿の事例には、東京ラウンドという大状況があった。それが陰に陽に、国内・国際間の連動政治化を加速させたことは間違いない。

要するに、本稿が取り上げた政治化の過程、国内・国際争点の連動経路、紛争処理方法、秩序再編成の力学といった視座は、比較検証されなければならない、ということである<sup>(21)</sup>。

(1) Donald F. Barnett and Louis Schorsch, *Steel, Uphoat in a Basic Industry*, 1983, p. 240.

(2) ここで筆者の念頭にある分析概念は国際関係論でいう「レジーム (regime)」である。レジームとは、国家が従う(べき)ルール、規範、慣行のセット、国家間の集団決定についてのアレンジメントなどの総体、と一般に定義される。ここではレジ

ームの発生、発展、変容についての分析視角が重要である。

このようにレジーム論はきわめて幅広い概念と分析対象を持っているが、本稿では、「諸国家の鉄鋼貿易関係に影響を及ぼす国際ルールや各国の政策」という面を特にとり上げてきた。これは、レジーム概念のなかの「ルール」あるいは「秩序」(オーダー)に最も近いといえる。ここでいう「整序機能」とは、意図的に選択された国際ルールなり各国の政策が、設定された目標を達成する能力をどれほど持っているか(有効性)、また、どれほど持続・安定的であるか(安定性)に関連する。本稿がしばしば用いた表現である「政治的解」「政治的均衡点」などは、有効性と安定性の複合概念といえる。レジーム論の研究的地位づけ、定義などについては以下を参照のこと。山本吉宣「序説・国際政治の理論と実証」日本国際政治学会編『国際政治の理論と実証』一九八三年。本稿序章の注(1)をも再度参照されたい。

(3) 『鉄鋼年鑑』昭和五五年度、三四八頁。G A OレポートはT P Mの問題点を詳しく述べている。Government Accounting Office, *Administration of the Steel Trigger Price Mechanism*, Government Printing Office, 1980.

(4) 40頁のG A Oレポート以外にも多くの論者がT P Mの欠点を指摘している。たとえば以下をみよ。Steven Warnecke "The American Steel Industry and International Competition", Susan Strange and Roger Tooze eds., *The International Politics of Surplus Capacity*, 1981, pp. 143-146; Kiyoshi Kawahito, *Issues of World Steel Production and Trade in the 1980's*, Middle Tennessee State University, Business and Economic Research Center, 1980, 112-113; Hugh Patrick and Hideo Sato, "The Political Economy of United States-Japan Trade in Steel" in Kozo Yamamura ed., *Policy and Trade Issues of the Japanese Economy*, 1982, pp. 211-216. 公文簿「日米鉄鋼摩擦の現況」『経済評論』一九八〇年七月号、九三—九六頁。

(5) 佐野忠克「新トリガー価格制度の特徴とその背景」『日本鉄鋼輸出組合月報』一九八〇年十一月号、二頁。

(6) 同委員会はソロモン勧告(七七年十二月)に従い、七九年一月、連邦諮問委員会法に基づき設置されたものである。組織機能等については以下をみよ。「米鉄鋼業再生策をテーマとした三者委員会の開催について」『日本鉄鋼輸出組合月報』一九八〇年九月号、二四—二八頁。

(7) 『鉄鋼年鑑』昭和五六年度版、三二五—三二六頁。佐野論文、前出、をも参照のこと。なお、輸入比率、製鋼操業率は3カ月間の移動平均により算出される。また特定品目の急増(サージ)判定に際しては、商務省は(一)輸入増加量(二)増加の期間(三)市場動向、委節的要因、最近の典型的な貿易パターンに照らしてみた場合の輸入増加量の影響度を考慮する、とされている。『鉄鋼年鑑』前出、による。

(8) 正式には「米國鉄鋼業、労働者およびその地域社会のためプログラム」。概要は『鉄鋼年鑑』昭和五六年度版、三二四頁をみよ。

(9) 新TPMのECに対する影響については以下によるところが大きい。今井康夫「鉄鋼業をめぐる国際的動向」『通産ジャーナル』一九八二年六月号、九〇—九一頁。『鉄鋼年鑑』昭和五六年度版、三二八頁。

(10) 『鉄鋼年鑑』前出、三二八頁。ブリクリアランスを申請したメーカーと申請品種については、たとえば以下を参照。『鉄鋼年鑑』昭和五七年度版、三二二頁(表19)。

ブリクリアランスについて商務省とECとの立場の違いはつぎのように要約されよう。「商務省は、欧州メーカーがドル高のこの時期にTPMをテストしようとしているのは不公正であると感じており、TPMのおかげで欧州側は過去アンチ・ダンピング提訴のおそれなしに公正価額以下で販売できたのであるから、現在の高い価格を我慢すべきであり、一時的なドル高のメリットを得ようとすべきではないという考え方である。これに対し、欧州側はEC域内の鉄鋼需要は低迷しており、失業率が高まっている点を米國側は考慮していないとする不満を持っている。」「トリガー価格制度の事前申請をめぐる最近の情勢」『通商私報』一九八一年七月二〇日、一三一—一四頁。

なお、八一年一月一九日に商務省が開始した相殺関税・反ダンピング調査については以下をみよ。『日本鉄鋼輸出組合月報』一九八一年一月号、三一—三五頁。またUSスチール社など七社による八二年一月一日の提訴については以下をみよ。『米ミル七社の相殺関税、反ダンピング提訴とTPM停止について』『日本鉄鋼輸出組合月報』一九八二年二月号、五六—六二頁。「米ミル七社の相殺関税・反ダンピング提訴に関するITCの公聴会・仮決定について」同上、八二年三月号、二九—三五頁。「米ミル七社による相殺関税提訴に関する商務省の仮決定について」同上、八二年七月号、三六一—四五頁。

(11) 概要は以下による。「米国・E C間の鉄鋼貿易取極めの成立について」日本鉄鋼連盟、昭和五七年十一月、二一五頁。なお左の表は「取極め」による対米輸出カバレッジ等の数字である(同上、六頁)。

(万 NT)

	米国見掛消費 (1981年)	E Cからの輸入 (1981年)	シェア (%)	規制率 (%)
10品 田	7,032	417 (6.4)	5.93	5.46
鋼 管	1,638	178 (27.5)	10.87	5.9
計	8,670	595 (91.9)	6.86	—
全品田合計	10,401	648 (100.0)	6.23	—

なお、「取極め」にいたる経緯、米、E Cの反応については以下を参照のこと。「最近の米国鉄鋼輸入制限問題」日本鉄鋼輸出組合資料、一九八二年。「米国・E C鉄鋼貿易取極の成立について」『日本鉄鋼輸出組合月報』一九八二年十一月号、一一八頁。Hans Mueller and Hans Van Der Ven "Perils in the Brussels-Washington Steel Pact of 1982" *The World Economy*, November 1982, pp. 259-278.

(12) 本節は以下の拙稿に一部加筆したものである。また「レジーム論」についての理論的インプリケーションについても若干以下の拙稿でふれている。「貿易摩擦と多角的調整——鉄鋼の事例」日本国際政治学会編『国際政治の理論と実証』一九八三年、六三—六七頁。

(13) たとえば以下を参照。『対外経済政策の基本』(一九八〇年)所収の兼光秀郎論文、一一一—一一五頁。

(14) 鉄鋼委員会の「機能」について、OECD理事会決定付属文書(七八年一〇月二六日)はつぎのように述べている。「参加者は、一九七八年六月の閣僚理事会コミュニケの一部として採択された積極的調整政策に関する一般方針を想起し、危機的時期において、鉄鋼企業を支持するための国内諸政策が調整の負担を他国に転嫁させ、その結果、他国で制限的貿易措置(例、

人為的な輸出促進または人為的な輸入代替)がとられる可能性を増大させるものであるべきではないことにつき合意する」(『鉄鋼界』昭和五四年二月号二頁の日本語訳による)。積極的産業調整政策(PAP)については以下を参照のこと。OECD, *Positive Adjustment Policies: Managing Structural Change*, 1983. 鉄鋼委員会でもPAP関連の議論(生産構造の適合政策や各種政策の透明性など)がなされているが、具体的な政策的展開は特にないというのが実状である。

(15) 今井康夫「OECD鉄鋼委員会の動向」『鉄鋼界』昭和五七年一〇月号、四五頁より引用。

(16) OECD, *Steel in the 80s*, 1980, p. 166, 240.

(17) *Ibid.*, pp. 206-207. [カナダ産業界貿易商務省のG・エリオットによる批判]

(18) 七項目提案のうち、雇用に関するデータが比較的事務局に蓄積されていることから、まずテスト・ケースとして労働分野について作業を進めてゆくことになった。「OECD鉄鋼委員会最近の動き」日本鉄鋼連盟、昭和五八年五月。

(19) 今井康夫、前出、四七頁。

(20) この点については本稿第一章第一節「鉄鋼産業の特色」を再度参照されたい。

(21) 工業製品でいえば繊維の前例があることは周知のとおりである。またこれに加えて、各種一次産品についての国際協定もかなりの数にのぼる。これらのセクター比較が、「レジーム論」の理論的發展に必要であるが、そのためには、比較の基準(変数)を明確に設定する作業が不可欠である。繊維との比較が今後の主要テーマとなろうが、序章の注(3)および注(7)で述べた研究関心の部分をも再度参照されたい。

なお事例叙述をとじるにあたり以下の二点を補足したい。本稿で取上げたアメリカの場合でいえば、米業界の次のターゲットが中進鉄鋼諸国に規制の網をかぶせることにあることは明らかである。ロデリックAISI会長(USスチール会長)は、韓国、ブラジル、メキシコなどの途上国からの輸入が、八三年九月には六五万三、〇〇〇トンで、日本、ECからの輸入合計の六四万五、〇〇〇トンを上回っており、ダンピング輸出をしていると非難、政府に強力な対抗措置をとるよう求めている。なお、八三年一―九月の途上国からの輸入量は四四七万トンにのぼり、前年同期の三〇〇万トンを約五〇%上回っている。日本経済新聞、昭和五八年一月六日付。



〔結章に続く〕